

# 公表用

27建企第646号  
平成28年3月28日

各 位

長 崎 県 土 木 部

## 長崎県建設工事施工管理基準の改定について

標記について、平成27年4月版として適用しているところですが、諸基準の改定等に対応するため、下記のとおり改定しました。

### 記

1. 改定図書 長崎県建設工事施工管理基準（平成28年4月）
2. 改定内容 別添「長崎県建設工事施工管理基準【改定内容】」による
3. 適用年月日 平成28年4月1日以降に、入札執行通知または公告する工事から適用する。

# 長 崎 県 建 設 工 事

## 施 工 管 理 基 準

【改定内容】

(赤：追加、青：削除)

# 建設工事施工管理基準

この建設工事施工管理基準は、長崎県建設工事共通仕様書〔H2628.4〕第1編1-1-29「施工管理」に規定する建設工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。なお、建築工事（電気・管及び機械器具設置工事等を含む。）については、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の建築工事施工管理指針、電気設備工事施工管理指針及び建設設備工事設計管理指針等によることができる。

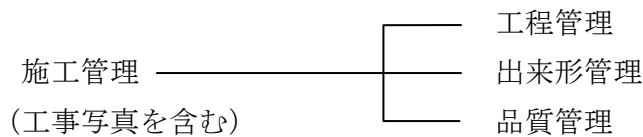
## 1. 目的

この基準は、建設工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

## 2. 適用

この基準は、長崎県土木部が発注する建設工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督職員と協議して他の方法によることができる。

## 3. 構成



## 4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、品質管理資料・出来形管理資料・写真管理資料を工事完成時までに提出しなければならない。

## 5. 管理項目及び方法

### (1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

## (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図等を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

## (3) 品質管理

1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて品質管理図表を作成するものとする。

この品質管理基準の試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

なお、「試験成績表等による確認」に該当する試験項目は、試験成績表やミルシートによって規程の品質(規格値)を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収を実施しなければならない。

2. 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリートのうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ2.5mを越えるもの)については、鉄筋コンクリートに準じるものとする。

## 6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

## 7. その他

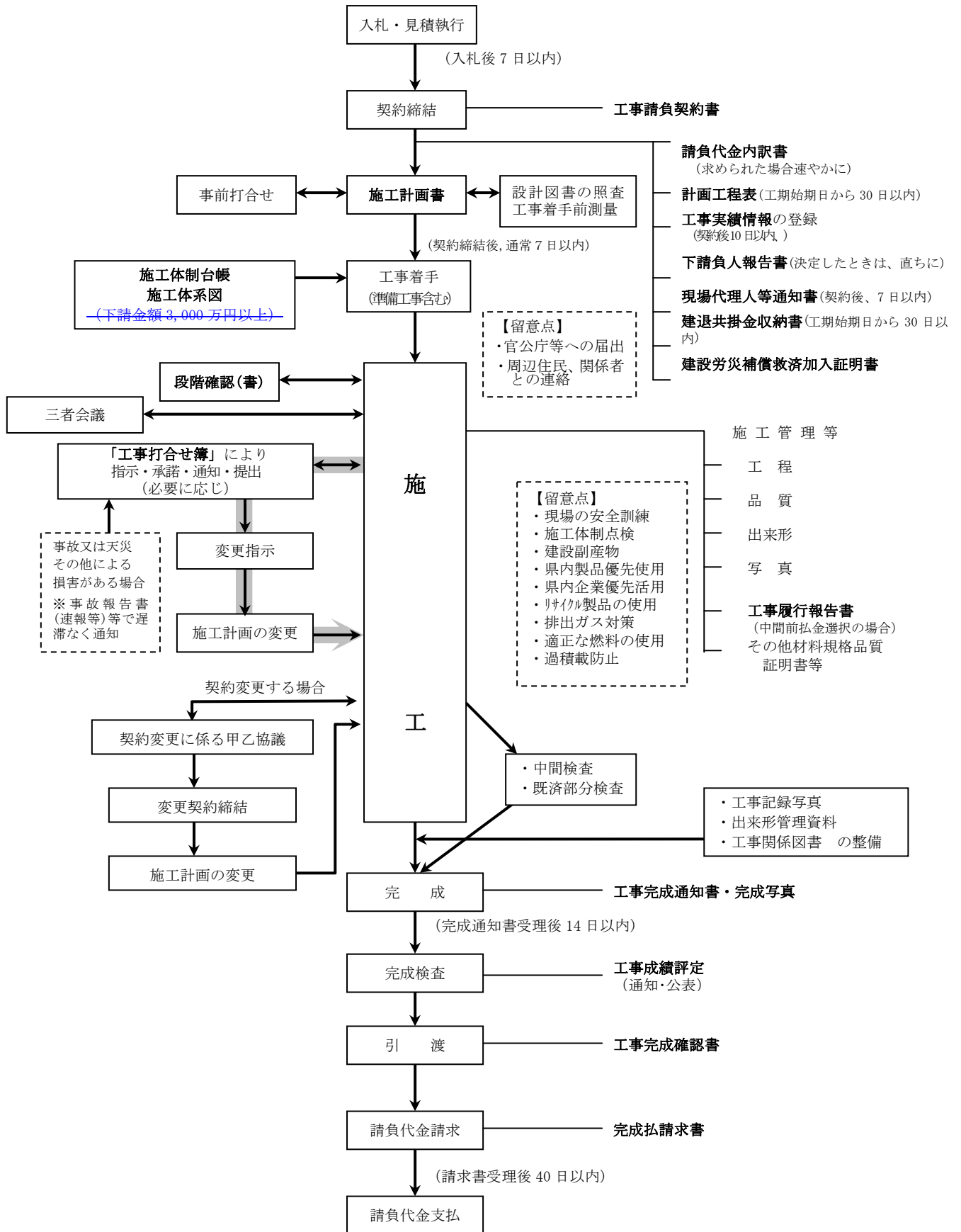
### (1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、完成時まで提出しなければならない。

## 附 則

この建設工事施工管理基準は、平成26-28年 4月 1日から適用する。

# 工事請負契約から工事完成までの標準的な流れ



# 品質管理

## 1 目的

長崎県建設工事共通仕様書及び契約図書又は各種指針・要領等に、工事に使用する材料の形状寸法、品質、規格等が明示されており、**請負者受注者**は、示された条件を十分満足し、かつ経済的に施工する為の管理を行う必要がある。

品質管理は、それぞれの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものであり、その主旨を十分理解して、最も効果的な品質管理を図ることを目的としてまとめたものである。

## 2 品質管理上の留意点

### 2-1 計画

- ① 工事着手に先立ち、建設工事施工管理基準等関係規定及び契約図書に基づき、試験又は測定項目、試験頻度、試験回数、規格値等を記入した品質管理計画表を作成する。
- ② 試験及び測定項目の決定にあたっては、「必須」「その他」の試験区分、特別な場合の適用除外工事等が規定されているので、留意の上計画する。  
なお、品質管理基準で「必須」とされている項目の試験費用については、共通仮設費率に含まれている。
- ③ 試験又は測定以外に、材料及び二次製品については品質証明書、カタログ、見本、試験成績書等の提出又は承諾が必要であるので、共通仕様書及び特記仕様書を熟読のうえ対処する。
- ④ 「コンクリートの耐久性向上対策について」、「土木工事における建設資材の品質管理について」、「道路土工の各種指針」、「コンクリート標準示方書」及び「アスファルト舗装要領」等の関係規定を把握して計画、実施に反映させる。

### 2-2 管理

- ① 管理計画に基づき作業標準を定め、試験又は測定を行い直ちに試験成績表、品質管理図表を作成する。異常がある場合にはその原因の追及と対策を講じる。
- ② 品質管理図表は、以下の内容を記入する。
  - a 規格値を記入する。
  - b 測点、設計値、実測値、差の一覧表を作成して、それぞれの値を記入する。
  - c 設計値との差を打点するとともに、規格値を限界線として記入する。なお、cについては測定数の少ないもの（10点未満）については作成しなくてもよい。

# 品質管理基準及び規格値

## 目 次

### (一般土木)

1. セメント・コンクリート	品一 1
2. ガス圧接	品一 6
3. 既製杭工	品一 7
4. 下層路盤	品一 8
5. 上層路盤	品一 9
6. アスファルト安定処理路盤	品一 10
7. セメント安定処理路盤	品一 10
8. アスファルト舗装	品一 11
9. 転圧コンクリート	品一 <del>13</del> 14
10. グースアスファルト舗装	品一 17
11. 路床安定処理工	品一 18
12. 表層安定処理工（表層混合処理）	品一 20
13. 固結工	品一 21
14. アンカー工	品一 21
15. 補強土壁工	品一 21
16. 吹付工	品一 22
17. 現場吹付法砕工	品一 27
18. 河川土工	品一 31
19. 海岸土工	品一 33
20. 砂防土工	品一 34
21. 道路土工	品一 35
22. 捨石工	品一 38
23. コンクリートダム	品一 38
24. 覆工コンクリート（NATM）	品一 42
25. 吹付けコンクリート（NATM）	品一 <del>46</del> 47
26. ロックボルト（NATM）	品一 50
27. 路上再生路盤工	品一 51
28. 路上表層再生工	品一 52
29. 排水性舗装工	品一 53
30. 簡易舗装工	品一 <del>56</del> 55
31. プラント再生舗装工	品一 <del>57</del> 56
32. 工場製作工（鋼橋用鋼材）	品一 <del>63</del> 58

33. ガス切断工 .....	品一	5958
34. 溶接工 .....	品一	5958

**(港湾・漁港)**

1. 土 .....	品一	6462
2. 石材等 .....	品一	6462
3. 鋼材 .....	品一	6563
4. 防食材料 .....	品一	6563
5. 防舷材・滑り材 .....	品一	6664
6. 係船柱・係船環 .....	品一	6765
7. 車止め・縁金物 .....	品一	6765
8. マット .....	品一	6765
9. 固結工 .....	品一	6866



品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
①セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○※
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○※
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○※	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石40%以下、 砂利35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○※	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) <del>砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)</del> スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○※	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○※	

※ 品質管理監査合格証により確認

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
①セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクスコンクリートを使用する場合は除く)	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○※
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合		○※
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験 骨材中に含まれる密度1.95g/cm <sup>3</sup> の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	細骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下、その他の場合1.0%以下 粗骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下、その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○※
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○※
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○※
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○※
	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○※		
		回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○※		
	製造(プラン)	計量設備の計量精度	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○※	

※ 品質管理監査合格証により確認

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
く① セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造 (プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質差内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度平均値からの差の偏差率：7.5%以下 空気量平均値からの差 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 スランプ平均値からの差 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下 公称容量の1/2の場合：コンクリート中のモルタル単位容積質差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○※
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○※
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○※
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○※
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</li> <li>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。</li> <li>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</li> </ul> ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	

※ 品質管理監査合格証により確認

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
リ①セメントを除く)・コンクリート  (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンク	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満 :許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下 :許容差±2.5cm スランブ2.5cm :許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日 <b>または以上</b> 、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験。 <b>1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。</b> ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日 <b>または以上</b> 、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ700・3個、σ2800・3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。		材令28日強度については、公的機関での試験とする。
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日 <b>または以上</b> 、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時		
			コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前1回、午後1回)の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		材令28日強度については、公的機関での試験とする。
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
ク① セメント・コンクリート を 除く  ( 転 圧 コ ン ク リ ー ト ・ コ ン ク リ ー ト ダ ム ・ 覆 工 コ ン ク リ ー ト ・ 吹 付 け コ ン	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。  フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行う。  圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする	
		配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	同左	
		強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	同左	

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
④ 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-185 砂置換法(JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 $X_{10}$ 95%以上 $X_6$ 96%以上 $X_3$ 97%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。歩道部及び路肩部※については、平均値が最大乾燥密度の85%以上※車道部と舗装構成が異なる場合	・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡:10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値 $X_{10}$ が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値 $X_3$ が規格値を満足するものとするが、 $X_3$ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値 $X_6$ が規格値を満足していればよい。	※路肩部及び歩道部については、国の「特記仕様書の作成の手引き(平成27年4月)」に準拠
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210		下層路盤仕上げ後全幅、全区間について実施	・確認試験である。 ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラヤトラック等を用いるものとする。	
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。			
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	異常が認められたとき。			
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	異常が認められたとき。			
	⑤ 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	施工前、材料変更時	
鉄鋼スラグの修正CBR試験				舗装調査・試験法便覧[4]-5	修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	
骨材のふるい分け試験				JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時		○
土の液性限界・塑性限界試験				JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	施工前、材料変更時	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。	○
鉄鋼スラグの呈色判定試験				JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧[4]-10	呈色なし	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
鉄鋼スラグの水浸膨張性試験				舗装調査・試験法便覧[4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
鉄鋼スラグの一軸圧縮試験				舗装調査・試験法便覧[4]-12	1.2Mpa以上(14日)	施工前、材料変更時	・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧[2]-106	1.50kg/L以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○			

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑧ アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	抽出・ふるい分け試験の場合：1回/日 印字記録の場合：全数		○※
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	抽出・ふるい分け試験の場合：1回/日 印字記録の場合：全数		○※
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量 ±0.9%以内	抽出・ふるい分け試験の場合：1回/日 印字記録の場合：全数		○※
		温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度	随時		○	
	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-57	設計図書による	設計図書による	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	
		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-39	設計図書による	設計図書による	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-17	設計図書による	設計図書による	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-91	基準密度の94%以上。  X <sub>10</sub> 96%以上 X <sub>6</sub> 96%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上 ただし、歩道の基準密度については、設計図書による。歩道部及び路肩部※の締固め度は、平均値が基準密度の92%以上※車道部と舗装構成が異なる場合	・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足するものとするが、X <sub>3</sub> が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X <sub>6</sub> が規格値を満足していればよい。 ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	公的機関での試験とする。 ※路肩部及び歩道部については、国の「特記仕様書の作成の手引き(平成27年4月)」に準拠
			温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			外観検査(混合物)	目視		随時		
アスファルト量抽出粒度分析試験			舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量：±0.9% 粒度 2.36mmふるい：±12%以内 75μmふるい：±5%以内	1,000㎡につき1個、最低3個以上		公的機関での試験とする。	
その他		すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧[1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回			

※ 事前審査認定書により確認

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑨ 転圧コンクリート	材料 (JISマーク表示されたレディミクスコンクリートを使用する場合は除く)	必須	コンシステンシーVC試験	転圧コンクリート 舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値：修正VC値：50秒	当初		
			マーシャル突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値：締固め率：96%	当初		
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値：締固め率：97%	当初		
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむをえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが望ましい。		
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。			
	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材 表-3.3.20 粗骨材 表-3.3.22	細骨材 300m <sup>3</sup> 、粗骨材 500m <sup>3</sup> ごとに1回、あるいは1回/日。		○	
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材 300m <sup>3</sup> 、粗骨材 500m <sup>3</sup> ごとに1回、あるいは1回/日。		○	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下  細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時			
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験 骨材中に含まれる密度1.95g/cm <sup>3</sup> の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下	工事開始前、材料の変更時		○	



品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑨ 転圧 コンクリート	く材料 (JIS マーク 表示 された レディ ミクス コンク リート を使用 する 場合 は除	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合：JIS A 5308附 属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び、工事中1回/年以上及び水質 が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び、工事中1回/年以上及び水質 が変わった場合	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の 規定に適合するものとする。	○	
	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	・レディミクストコンクリートの場合、印字 記録により確認を行う。	○

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
⑨ 転圧コンクリート	製造(プラント)を使用する場合を除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1, 2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質差内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度平均値からの差の偏差率: 7.5%以下 空気量平均値からの差 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 スランプ平均値からの差 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験。	○	
				連続ミキサ場合: 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験。	○	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による。	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧[3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			
			ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材齢28日)		材令28日強度については、公的機関での試験とする		

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
① 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する	または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>500㎡未満:5点</li> <li>500㎡以上1,000㎡未満:10点</li> <li>1,000㎡以上2,000㎡未満:15点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大粒径&lt;100mmの場合に適用する。</li> <li>左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</li> </ul>	
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1.盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。</li> </ul>		
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割合で行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>セメントコンクリートの路盤に適用する。</li> </ul>		
		現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。			
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上			
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-227(ヘンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑫表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214)  最大粒径 > 53mm : 突砂法(舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。 ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500㎡未満 : 5点 ・ 500㎡以上1,000㎡未満 : 10点 ・ 1,000㎡以上2,000㎡未満 : 15点	・ 最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・ 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			または、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・ 但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。			
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。			
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上			
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-227 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑬ 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	ポーリング等により供試体を採取する。	
⑭ アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前1回、午後1回)/日		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りまぜ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフテスト等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。		
⑮ 補強土壁工	材料	必須	土の締めめ試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時		
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		○
	その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。			

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑮ 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 次密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(縮固め試験(JIS A 1210) A・B法)	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す ・ 500㎡未満: 5点 ・ 500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・ 1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	・ 橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。(縮固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				最大粒径 > 53mm : もしくは90%以上(縮固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。				
				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)				
				または、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	・ 最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・ 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・ 橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。(縮固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
⑯ 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
⑩ 吹付工	材料	その他( J I S マーク表示されたレディミクスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下  細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) <del>砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)</del> スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験 骨材中に含まれる密度1.95g/cm <sup>3</sup> の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	細骨材:コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下、その他の場合1.0%以下 粗骨材:コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下、その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利:工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑩吹付工	製造(プラント) (JISマーク表示されたレディミクスコンクリートを使用する場合は除く)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクスコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミクスコンクリート以外の場合に適用する。	
		その他	計量設備の計量精度		水 : ±1%以内 セメント : ±1%以内 骨材 : ±3%以内 混和材 : ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤 : ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	・レディミクスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1, 2	コンクリートの練混ぜ量	公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質差内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度平均値からの差の偏差率: 7.5%以下 空気量平均値からの差コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 スランブ平均値からの差コンシステシー(スランブ)の偏差率: 15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
	連続ミキサの場合: 土木学会標準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランブ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。					



品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑩ 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験。1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</li> <li>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。</li> <li>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</li> </ul> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	
			スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷卸し時</li> <li>・1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験。1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</li> </ul> <p>※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照</p>	

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑩ 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561- <del>2005</del> 2013	3本の強度の平均値が材齢28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。 <b>1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</b> ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	材令28日強度については、公的機関での試験とする。
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・1回/日 <b>または以上</b> 、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。 <b>1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</b> ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
⑪ 現場吹付法砕工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他(使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度 : 2.5以上 細骨材の吸水率 : 3.5%以下 粗骨材の吸水率 : 3.0%以下  (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ <b>細</b> 骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ <b>細</b> 骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ <b>細</b> 骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑩ 現場吹付法砕工	材料	その他( JIS マーク表示されたレディミクスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) <del>砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)</del> スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑩ 現場吹付法砕工	材料	その他( J I S マーク表示されたレディーミクスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験 骨材中に含まれる密度1.95g/cm <sup>3</sup> の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	細骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下、その他の場合1.0%以下 粗骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下、その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑩現場吹付法砕工	製造その他( JIS マーク表示されたレディミクスコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1, 2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度平均値からの差の偏差率：7.5%以下 空気量平均値からの差 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 スランブ平均値からの差 コンシステンシー(スランブ)の偏差率：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
	施工	その他	スランブ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm  スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時  ・1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005 2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。  なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本)とする。	・参考値：18N/mm <sup>2</sup> 以上(材齢28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	材齢28日強度については、公的機関での試験とする。	

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
⑦ 現場吹付法砕工	製造	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。  ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。  ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。			
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
⑧ 河川土工	材料	必須	土の締めめ試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。			
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。			
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。			
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。			
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。			

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑬ 河川 土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。	築堤は、1, 000㎡に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				最大粒径 > 53mm : 突砂法(舗装調査・試験法便覧 [4]-185)	【砂質土 (25% ≤ 75μmふるい通過分 < 50%)】 空気間隙率VaがVa ≤ 15%  【粘性土 (50% ≤ 75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85% ≤ Sr ≤ 95%または空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 10% または設計図書による。	1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500㎡未満：5点 ・ 500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・ 1,000㎡以上2,000㎡未満：15点		
	または、 「T S ・ G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。  2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。					
	その他		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑨ 海岸土工	材料	必須  その他	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000 $\text{m}^2$ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。  1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	築堤は、1,000 $\text{m}^2$ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。  1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
				最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 突砂法(舗装調査・試験法便覧 [4]-185)				



品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑱ 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「T S ・ G N S S を用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		
⑳ 砂防土工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210突砂法	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 突砂法(舗装調査・試験法便覧[4]-185) 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000㎡に1回の割合、または堤体延長2.0mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
㊸砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、 「RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満 : 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満 : 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満 : 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。  ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				または、 「T・S・G・N・S・Sを用いた盛土の締め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
㊹道路土工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時  (材料が岩砕の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験(路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。  (材料が岩砕の場合は除く)		
	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
		土の三軸圧縮試験	地盤材料の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
②道路土工	材料	その他	土のせん断試験	地盤材料の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214)  最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 突砂法(舗装調査・試験法便覧 [4]-185) 突砂法  【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。  ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・E・D法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。  【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ 。  ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 8\%$  ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。  その他、設計図書による。	路体の場合、1,000 $\text{m}^2$ につき1回の割合で行う。ただし、5,000 $\text{m}^2$ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。  路床及び構造物取付け部の場合、500 $\text{m}^2$ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 $\text{m}^2$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
②道路土工	施工	必須	現場密度の測定	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	<p>【砂質土】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。</li> <li>・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。</li> </ul> <p>ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。</p> <p>【粘性土】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。または、設計図書による。</li> </ul>	<p>路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・500㎡未満 : 5点</li> <li>・500㎡以上1,000㎡未満 : 10点</li> <li>・1,000㎡以上2,000㎡未満 : 15点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大粒径&lt;100mmの場合に適用する。</li> <li>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</li> </ul>			
				※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する		<p>または、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」による</p>	<p>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。</li> <li>2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。</li> <li>3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</li> </ol>		
					ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210			路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<del>ただし</del>荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。</li> </ul>
		その他		平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割合で行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セメントコンクリートの路盤に適用する。</li> </ul>		
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割合で行う。				
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	<p>路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。</p> <p>路床の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。</p>				

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
① 道路土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラフィカビリティが悪いとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-227 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
② 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7~2.5g/cm <sup>3</sup> ・準硬石：約2.5~2g/cm <sup>3</sup> ・軟石：約2g/cm <sup>3</sup> 未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm <sup>2</sup> 以上 ・準硬石：980.66N/cm <sup>2</sup> 以上 4903N/cm <sup>2</sup> 未満 ・軟石：980.66N/cm <sup>2</sup> 未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m <sup>3</sup> つき1回の割合で行う。 ただし、5,000m <sup>3</sup> 以下のものは1工事2回実施する。	500m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○
③ コンクリートダム	材料 リードを使用する場合は除く	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[200713年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
㊸ コンクリートダム	材料( J I S マーク表示されたレディミクスコンクリートを使用する場合は除く)	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材：1.0%以下(ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉ときには、3.0%以下。の場合は1.5%以下)  細骨材：7.0%5.0%以下。(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。←砕石で粘土、シルト等を含まない場合は7.0%以下)  ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。  (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。  砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
② コンクリートダム	材料(レイミクスコンクリート表示されたものは除く)	その他	骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験 骨材中に含まれる密度1.95g/cm <sup>3</sup> の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	細骨材：0.5%以下 粗骨材：1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
	製造(プラント) (レイミクスコンクリートを使用するものは除く)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1, 2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質差内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度平均値からの差の偏差率：7.5%以下 空気量平均値からの差コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 スランプ平均値からの差コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
②③ コンクリートダム	製造	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験。<b>1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</b></li> <li>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。</li> </ul> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷卸し時</li> <li>・1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。</li> </ul>		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷卸し時</li> <li>・1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m<sup>3</sup>ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。</li> </ul>		



品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
㉓ コンクリートダム	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回9ヶ ( $\sigma_7$ : 3本、 $\sigma_{28}$ : 3本、 $\sigma_{91}$ : 3本) 1. 1ブロック1リフトのコンクリート量500㎡未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割合で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150㎡以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2. 1ブロック1リフトのコンクリート量500㎡以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割合で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3. ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割合で行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験。 <b>1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。</b> ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	材令91日強度については、公的機関での試験とする。
			温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。	1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。			
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による。	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値: 2.3t/㎡以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による。	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		材令28日強度については、公的機関での試験とする。
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
㉔ (N A T M) 覆工コンクリート	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
④ 覆工 コンクリート (NATM)	材料 (JIS マーク 表示された レディミクス コンクリート を使用する 場合は除く)	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度 : 2.5以上 細骨材の吸水率 : 3.5%以下 粗骨材の吸水率 : 3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) <del>砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)</del> スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材 : 1.0%以下 粗骨材 : 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
④ 覆工コンクリート (N A T M)	材料 (J I S マーク表示されたレディミクスコンクリートを使用する場合は除く)	その他	骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験 骨材中に含まれる密度1.95 g/cm <sup>3</sup> の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	細骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下、その他の場合1.0%以下 粗骨材：コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下、その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量 : 2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量 : 1g/l以下 塩化物イオン量 : 200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量 : 200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
④ 覆工 コンクリート (NATM)	製造 プラント (JIS マーク 表示 された レディ ミクス コンク リートを 使用 する 場合 は除く)	その他	計量設備の計量精度		水 : ±1%以内 セメント : ±1%以内 骨材 : ±3%以内 混和材 : ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤 : ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1, 2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度平均値からの差の偏差率：7.5%以下 空気量平均値からの差コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 スランブ平均値からの差コンシステンシー(スランブ)の偏差率：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
				連続ミキサの場合： 土木学会標準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
④ 覆工 コンクリート (NATM)	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm  スランブ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷卸し時</li> <li>・1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。</li> </ul>		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	現場練りコンクリートの場合：  (a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。  (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。  レディミクスコンクリートの場合： 一回の試験結果は指定した呼び強度の値の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上。	鉄筋コンクリートは打設1日につき2回（午前、午後）その他コンクリートは打設1日につき1回行う。  なお、テストピースは打設場所で採取し1日につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。		材令28日強度については、公的機関での試験とする。
		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。		
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷卸し時</li> <li>・1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。</li> </ul>			
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
		コンクリートの洗い分け試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回  品質に異常が認められた場合に行う。			
	験 施工後試	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等		

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
④ 覆工コンクリート (N A T M)	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。  材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。  圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
⑤ 吹付けコンクリート (N A T M)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他( J I S マーク表示されたレディミクスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度 : 2.5以上 細骨材の吸水率 : 3.5%以下 粗骨材の吸水率 : 3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○	

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
⑤吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材	粗骨材	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○	
				JIS A 5005	砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下)	砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下)				
				JIS A 5308	スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下	スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下				
					細骨材	細骨材				
					砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)	砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)				
					<del>砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)</del>	<del>砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)</del>				
					スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)	スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)				
					それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)				
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○		
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験 骨材中に含まれる密度1.95g/cm <sup>3</sup> の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	細骨材: コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下、その他の場合1.0%以下 粗骨材: コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下、その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
⑤吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクソ)	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
			回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		
	製造(プラント)を除く	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。		・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1, 2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質差内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度平均値からの差の偏差率：7.5%以下 空気量平均値からの差コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 スランプ平均値からの差コンシステシー(スランプ)の偏差率：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			
			連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。				



品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
㉕ 吹付け コンクリート (NATM)			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	土木学会規準JSCE F561-200513	1回の試験結果は指定した呼び強度の値の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材命7日、28日(2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	材令28日強度については、公的機関での試験とする。
		その他	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>2</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 ・1回/日または以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>2</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
㉖ ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)性状に変化が見られたとき 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	設計図書による。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。		

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
② 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5	修正CBR20%以上	施工前、材料変更時		
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧表3.2.8路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	当初及び材料の変化時		
	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-185  砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上  X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・ 1 工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。  (例) 3,001~10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1 工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1 工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。  ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-69	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1～2回/日		

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
③ プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内  印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出・ふるい分け試験の場合：1回/日 印字記録の場合：全数		○※	
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出・ふるい分け試験の場合：1回/日 印字記録の場合：全数		○※	
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出・ふるい分け試験の場合：1回/日 印字記録の場合：全数		○※	
	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○※		
		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-39	設計図書による。	同左	耐流動性の確認	○		
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-17	設計図書による。	同左	耐磨耗性の確認	○		
	現場舗設	必須	外観検査 (混合物)	目視		随時			
			温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-91	基準密度の94%以上。 X <sub>10</sub> 96%以上 X <sub>6</sub> 96%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X <sub>10</sub> 95%以上 X <sub>6</sub> 95.5%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上	・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10孔) で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3個 (3孔) 以上で測定する。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上 (再アス <del>し</del> より処理の場合は基準密度の93%以上) を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足するものとするが、X <sub>3</sub> が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X <sub>6</sub> が規格値を満足していればよい。		
	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量：±0.9% 粒度 2.36mmふるい：±12%以内 75μmふるい：±5%以内	1,000㎡につき1個、最低3個以上	瀝青安定処理、表層に適用する。	公的機関での試験とする。			

※ 事前審査認定書により確認

品質管理基準及び規格値(一般土木)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
④ 溶接工	施工	必須	引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm <sup>2</sup> 以上、引張強さは400～599.550N/mm <sup>2</sup> 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。  ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。  ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.5に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にできる。（非破壊試験を行う者の資格）</li> <li>放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> <li>超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。</li> <li>手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> </ul>	
			外観検査（割れ）	目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透液探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透液探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査（（ビード表面のピット）	目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は前延長実施する。		
			外観検査（ビード表面の凹凸）	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は前延長実施する。		
			外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は前延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.4に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にできる。	

品質管理基準及び規格値(港湾・漁港)

工種	区分	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
③ 鋼材	1)控工 (タイロッド)          (タイワイヤー)	必須	本体、附属品の化学成分、機械的性質	(一般構造用圧延鋼材の場合) JIS に適合していること。 製造工場の試験成績表により確認	JIS G 3101	ロット毎		○	
				(高張力鋼材の場合) 機械的性質は共通仕様書 7 編 1-6-5 表 1-1、化学成分は設計図書及び承諾した規格に適合していること。 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	機械的性質は共通仕様書 7 編 1-6-5 表 1-1、化学成分は設計図書及び承諾した規格とする。	ロット毎		○	
			外観	有害な傷、変形等がないこと。 観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数			
			形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督職員が承諾した図面	搬入時			○
			組立引張試験	設計図書に適合していること。 設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。			○
			本体、附属品の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎			○
			被覆材	設計図書の規格適合していること。 製造工場の試験成績表により確認	JIS K 6922-2	ロット毎			○
			外観	有害な傷、変形等がないこと。 観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数			
			形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督職員が承諾した図面	搬入時			○
			組立品引張試験	設計図書に適合していること。 設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。			○
④ 防食材料	1)電気防食陽極	必須	陽極の種類、化学成分	設計図書に適合していること。 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督職員が承諾した図面	搬入前		○	
			形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。 製造工場の測定結果表により確認	監督職員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲は±5%以内とする。	搬入前、全数		○	
			質量	設計図書に適合していること。 製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。	搬入前、全数 搬入時、適宜		○	

品質管理基準及び規格値(港湾・漁港)

工種	区分	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
④ 防食材料	1)電気防食陽極	必須	陽極板の電流効率等(陽極電位、発生電流)	設計図書の値に適合していること。 製造工場の試験成績表により確認	90%以上	搬入前		○	
	2)塗装材	必須	材質	種類 観察	設計図書による。	施工中適宜			
				品質 設計図書による。	設計図書による。	搬入時、ロット毎		○	
	3)モルタル被覆	必須	材質	種類 観察	設計図書による。	設計図書による。	施工中適宜		○
				品質 設計図書による。	設計図書による。	搬入時、ロット毎		○	
	4)保護カバー	必須	材質	種類 観察	設計図書による。	設計図書による。	施工中適宜		○
				品質 設計図書による。	設計図書による。	搬入時、ロット毎		○	
	⑤ 防舷材・滑り材	1)ゴム防舷材	必須	材質	ゴムの物理試験(引張試験、硬さ試験、老化試験等)による材質が共通仕様書7編1-13-1表1-2に適合していること。かつ、共通仕様書7編1-13-1-4の耐久性試験を行ってもクラックや欠品がないこと。  製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書により確認。	共通仕様書7編1-13-1表1-2 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253-3 JIS K 6257:1993 JIS K 6259	製造前 ロットに使用した練りゴムより試料1セット	試験成績表(検査証明書)を提出。耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を提出。	○
性能					反力及び吸収エネルギー 設計図書による。製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	設計図書による。	搬入前 10本に1本		○
外観					有害な傷等がないこと。 観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
形状寸法					長さ、幅、高さ、ボルトの穴径及び中心間隔等 製造工場の測定結果表により確認	設計図書及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出 製造工場の測定結果表により確認し、様式・品質1(例)参考	○
2)取付金具		必須	外観	有害な傷等がないこと。 観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜			
				形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。 観察	設計図書及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜		
3)滑り材		必須	材質	設計図書の形状寸法に適合していること。 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	設計図書及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前		○	
				外観	有害な傷等がないこと。 観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
				形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。 製造工場の測定結果表により確認	設計図書及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前、適宜		○

品質管理基準及び規格値(港湾・漁港)

工種	区分	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
⑥ 係船柱・係船環	1)係船柱	必須	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	共通仕様書7編1-14-1 表1-3	1溶解毎		○	
			外観	有害な傷、変形等がないこと。観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数			
			形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。製造工場の測定結果表により確認	共通仕様書7編4-17-2 図4-1~4 表4-5	搬入時、全数		○	
	2)係船環	必須	材質	JISの規定による。	共通仕様書7編4-17-3	搬入前		○	
			外観	有害な傷、変形等がないこと。観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数			
			形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。製造工場の測定結果表により確認	共通仕様書7編4-17-3 表4-5及び設計図書による。	搬入前、全数		○	
⑦ 車止め・縁金物	1)車止め(鋼製) (縁金物を含む)	必須	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	共通仕様書7編1-15-1 表1-4	搬入前		○	
			外観	使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと。観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜			
			形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。製造工場の測定結果表により確認	設計図書による。	搬入前、全数		○	
	2)車止め(その他) (縁金物を含む)	必須	材質	設計図書の形状寸法に適合していること。製造工場の測定結果表により確認	設計図書による。	搬入前		○	
			外観	使用上有害な反り等がないこと。観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜			
			形状寸法	設計図書の形状寸法に適合していること。製造工場の測定結果表により確認	設計図書による。	搬入前、全数		○	
⑧ マット	1)アスファルトマット(洗掘防止)	必須	材質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が設計図書に適合していること。製造工場の試験成績表により確認	設計図書又は共通仕様書7編1-16-1	1,000㎡に1回	アスファルト舗装適用	○	
			外観	補強材の種類は設計図書に適合していること。観察	設計図書による。	搬入時、適宜			
			形状寸法	厚さ	スチールテープ等で測定	設計図書による。	20枚に1枚を2箇所		○
				幅及び長さ	スチールテープ等で測定	設計図書による。	20枚に1枚を1箇所		○

品質管理基準及び規格値(港湾・漁港)

工種	区分	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
⑧ マット	2) 摩擦増大用 マット  (アスファルトマット)	必須	材質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が設計図書に適合していること。 製造工場の試験成績表により確認	第7編 1-16-1または設計図書による。	1, 0 0 0 m <sup>2</sup> に1回	アスファルト舗装適用	○
			外観				1)アスファルトマット (洗掘防止)を適用する	
			形状寸法				1)アスファルトマット (洗掘防止)を適用する。	
	3) 繊維系マット	必須	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等が設計図書に適合していること。 製造工場の試験成績表により確認	設計図書による。	搬入時、適宜	引張試験 JIS L 1908 引裂試験 JIS L 1096	○
	4) 合成樹脂系 マット	必須	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が設計図書に適合していること。 製造工場の試験成績表により確認	設計図書による。	搬入時、適宜	引張試験 JIS K 6723 引裂試験 JIS K 6252 比重試験 JIS K 7112 耐海水試験 JIS K 6773	○
	5) ゴムマット	必須	材質及び規格	硬度、伸び、引裂、引張強度等が設計図書に適合していること。 製造工場の試験成績表により確認	設計図書による。	搬入時、適宜	引張試験 JIS K 6251 引裂試験 JIS K 6252	○
6) 摩擦増大用 マット (ゴムマット)	必須	材質	設計図書による。 製造工場の試験成績表により確認	設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。		○
		形状寸法	設計図書による。 スチールテープ等で測定	設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。		
⑨ 固結工	1) 深層混合処理工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	改良体200本毎に1本、最低2本、最大5本。 試験は、1本の改良体について上、中、下それぞれ1回ずつ、計3回とする。		○
	2) CCP工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	改良体400本毎に1本、最低2本、最大5本。 試験は、1本の改良体について上、中、下それぞれ1回ずつ、計3回とする。		○



出来形管理基準及び規格値 目次

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
<b>第3章 一般施工</b>				
<b>第3節 共通の工種</b>				
	3-3-4 矢板工	鋼矢板		出- 19
		軽量鋼矢板		出- 19
		コンクリート矢板		出- 19
		広幅鋼矢板		出- 19
	3-3-5 法枠工	可とう鋼矢板		出- 19
		現場打法枠工		出- 19
		現場吹付法枠工		出- 19
		プレキャスト法枠工		出- 19
	3-3-6 吹付工	コンクリート		出- 19
		モルタル		出- 19
	3-3-7 植生工	種子吹付工		出- 20
		張芝工		出- 20
		筋芝工		出- 20
		市松芝工		出- 20
		植生ネット工		出- 20
		種子帯工		出- 20
		人工張芝工		出- 20
		植生穴工		出- 20
		厚層基材吹付工		出- 20
		客土吹付工		出- 20
	3-3-8 縁石工	縁石・アスカーブ		出- 20
	3-3-9 小型標識工			出- 20
	3-3-10 防止柵工	立入防止柵		出- 21
		転落(横断)防止柵		出- 21
		車止めポスト		出- 21
	3-3-11 路側防護柵工	ガードレール		出- 21
		ガードケーブル		出- 21
3-3-12 区画線工			出- 21	
3-3-13 道路付属物工	視線誘導標		出- 22	
	距離標		出- 22	
3-3-14 桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		出- 23	
	仮組立検査を実施しない場合		出- 25	
	鋼製ダム製作工(仮組立時)		出- 26	
3-3-15 工場塗装工			出- 26	
3-3-16 コンクリート面塗装工			出- 27	
<b>第4節 基礎工</b>				
	3-4-1 一般事項	切込砂利		出- 27
		砕石基礎工		出- 27
		割ぐり石基礎工		出- 27
		均しコンクリート		出- 27
		現場打		出- 27
	3-4-3 基礎工(護岸)	プレキャスト		出- 27
		既製コンクリート杭		出- 28
	3-4-4 既製杭工	鋼管杭		出- 28
		H鋼杭		出- 28
		鋼管ソイルセメント杭		出- 28
	3-4-5 場所打杭工			出- 28
	3-4-6 深礎工			出- 28
	3-4-7 オープンケーソン基礎工			出- 28
3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工			出- 29	
3-4-9 鋼管矢板基礎工			出- 29	
<b>第5節 石・ブロック積(張)工</b>				
	3-5-3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		出- 29
		コンクリートブロック張り		出- 29
		連節ブロック張り		出- 30
		天端保護ブロック		出- 30
3-5-4 緑化ブロック工			出- 30	
3-5-5 石積(張)工			出- 31	
<b>第6節 一般舗装工</b>				
	3-6-5 アスファルト舗装工	下層路盤工		出- 32
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		出- 32
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		出- 32
		加熱アスファルト安定処理工		出- 32
		基層工・中間層工		出- 33
	3-6-6 コンクリート舗装工	表層工		出- 33
		下層路盤工		出- 33
		粒度調整路盤工		出- 34
		セメント(石灰・瀝青)安定処理工		出- 34
		アスファルト中間層		出- 34
コンクリート舗装版工		出- 35		

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第1節 共通関係	6-1-6 側溝工	L型側溝工		出- 48	
		自由勾配側溝		出- 48	
		管渠		出- 48	
	6-1-7 場所打水路工			出- 48	
	6-1-8 集水枿工			出- 48	
	6-1-9 暗渠工			出- 48	
	6-1-10 刃口金物製作工			出- 49	
	6-1-11 階段工			出- 49	
	第2節 河川関係	6-2-1 多自然型護岸工	巨石張り・巨石積み		出- 49
		6-2-2 かごマット			出- 49
		6-2-3 じゃかご			出- 50
6-2-4 ふとんかご・かご枿				出- 50	
6-2-5 根固めブロック				出- 50	
6-2-6 沈床工				出- 50	
6-2-7 捨石工				出- 51	
6-2-8 護岸付属物工				出- 51	
第3節 海岸関係	6-3-1 浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		出- 51	
		グラブ浚渫船		出- 51	
		バックホウ浚渫船		出- 51	
第4節 道路関係	6-4-1 プレキャストカルパート工	プレキャストボックス工		出- 52	
		プレキャストパイプ工		出- 52	
	6-4-2 落石防護柵工			出- 52	
	6-4-3 検査路製作工			出- 52	
	6-4-4 鋼製伸縮継手製作工			出- 52	
	6-4-5 落橋防止装置製作工			出- 52	
	6-4-6 鋼製排水管製作工			出- 53	
	6-4-7 プレベーム用桁製作工			出- 53	
	6-4-8 橋梁用防護柵製作工			出- 53	
	6-4-9  casting	金属支承工		出- 54	
		大型ゴム支承工		出- 55	
	6-4-10 アンカーフレーム製作工			出- 55	
	6-4-11 仮設材製作工			出- 55	
	6-4-12 床版工・横組工			出- 55	
	6-4-13 伸縮装置工	ゴムジョイント		出- 56	
		鋼製フィンガージョイント		出- 56	
	6-4-14 地覆工			出- 56	
	6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工			出- 56	
	6-4-16 検査路工			出- 56	
	6-4-17 支承工	鋼製支承		出- 57	
		ゴム支承		出- 57	
	6-4-18 架設工 (鋼製)	クレーン架設		出- 58	
		ケーブルクレーン架設		出- 58	
		ケーブルエレクション架設		出- 58	
		架設桁架設		出- 58	
		送出し架設		出- 58	
		トラベラークレーン架設		出- 58	
	6-4-19 プレテンション桁製作工 (購入工)	けた橋		出- 59	
		スラブ桁		出- 59	
	6-4-20 ポストテンション桁製作工			出- 59	
	6-4-21 プレキャストセグメント製作工 (購入工)			出- 59	
6-4-22 プレキャストセグメント主桁組立工			出- 60		
6-4-23 PCホロースラブ製作工			出- 60		
6-4-24 PC箱桁製作工			出- 60		
6-4-25 PC押し箱桁製作工			出- 60		
6-4-26 架設工 (コンクリート橋)	架設工 (クレーン架設)		出- 61		
	架設工 (架設桁架設)		出- 61		
	架設支保工 (固定)		出- 61		
	架設支保工 (移動)		出- 61		
	架設桁架設 (片持架設)		出- 61		
	架設桁架設 (押し架設)		出- 61		
	架設桁架設 (片持架設)		出- 61		
6-4-27 半たわみ性舗装工	下層路盤工		出- 62		
	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		出- 62		
	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		出- 62		

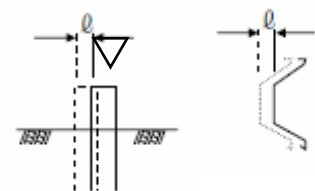
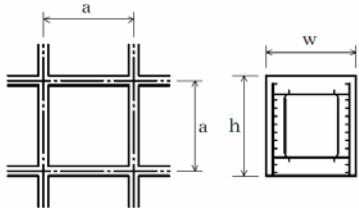
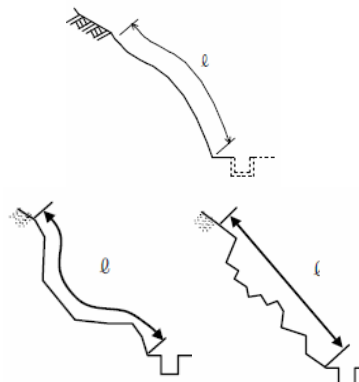
章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第12章 共同溝				
第3節 工場製作工	12-3-3 工場塗装工		第1編3-3-15工場塗装工	
第5節 現場打構築工	12-5-2 現場打躯体工			出- 98
	12-5-4 カラー継手工			出- 98
	12-5-5 防水工	防水 防水保護工 防水壁		出- 98 出- 98 出- 98
第6節 プレキャスト構築工	12-6-2 プレキャスト躯体工			出- 99
第13章 電線共同溝				
第5節 電線共同溝工	13-5-2 管路工	管路部		出- 99
	13-5-3 プレキャストボックス工	特殊部		出- 99
	13-5-4 現場打ちボックス工	特殊部		出- 99
第6節 付帯設備工	13-6-2 ハンドホール工			出- 100
第14章 情報ボックス工				
第3節 情報ボックス工	14-3-3 管路工	管路部	第6編13-5-2 管路工 (管路部)	
第4節 付帯設備工	14-4-2 ハンドホール工		第6編13-6-2 ハンドホール工	
第15章 道路維持				
第4節 舗装工	15-4-3 路面切削工		第1編6-4-31路面切削工	
	15-4-4 舗装打換え工		第1編6-4-32舗装打換え工	
	15-4-5 切削オーバーレイ工			出- 101
	15-4-6 オーバーレイ工		第1編6-4-33オーバーレイ工	
	15-4-7 路上再生工			出- 101
	15-4-8 薄層カラー舗装工		第1編3-6-7 薄層カラー舗装工	
第5節 排水構造物工	15-5-3 側溝工		第1編6-1-6 側溝工	
	15-5-4 管渠工		第1編6-1-6 側溝工	
	15-5-5 集水桝・マンホール工		第1編6-1-8 集水桝工	
	15-5-6 地下排水工		第1編6-1-9 暗渠工	
	15-5-7 場所打水路工		第1編6-1-7 場所打水路工	
	15-5-8 排水工		第1編6-1-6 側溝工	
第6節 防護柵工	15-6-3 路側防護柵工		第1編3-3-11路側防護柵工	
	15-6-4 防止柵工		第1編3-3-10防止柵工	
	15-6-5 ボックスビーム工		第1編3-3-11路側防護柵工	
	15-6-6 車止めポスト工		第1編3-3-10防止柵工	
	15-6-7 防護柵基礎工		第1編3-3-11路側防護柵工	
第7節 標識工	15-7-3 小型標識工		第1編3-3-9 小型標識工	
	15-7-4 大型標識工		第6編2-8-4 大型標識工	
第8節 道路付属施設工	15-8-4 道路付属物工		第1編3-3-13道路付属物工	
	15-8-5 ケーブル配管工		第6編2-11-5 ケーブル配管工	
	15-8-6 照明工		第6編2-11-6 照明工	
第9節 擁壁工	15-9-3 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工	
	15-9-4 プレキャスト擁壁工		第1編6-1-3 プレキャスト擁壁工	
第10節 石・ブロック積 (張) 工	15-10-3 コンクリートブロック工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工	
	15-10-4 石積 (張) 工		第1編3-5-5 石積 (張) 工	
第11節 カルバート工	15-11-4 場所打函渠工		第6編1-7-6 場所打函渠工	
	15-11-5 プレキャストカルバート工		第1編6-4-1 プレキャストカルバート工	
第12節 法面工	15-12-2 植生工		第1編3-3-7 植生工	
	15-12-3 法面吹付工		第1編3-3-6 吹付工	
	15-12-4 法枠工		第1編3-3-5 法枠工	
	15-12-6 アンカー工		第1編6-1-5 アンカー工	
	15-12-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第1編6-2-3 じゃかご 第1編6-2-4 ふとんかご・かご枠	
第14節 橋梁付属物工	15-14-2 伸縮継手工		第1編6-4-13伸縮装置工	
	15-14-4 地覆工		第1編6-4-14地覆工	
	15-14-5 橋梁用防護柵工		第1編6-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	15-14-6 橋梁用高欄工		第1編6-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	15-14-7 検査路工		第1編6-4-16検査路工	
第16節 現場塗装工	15-16-6 コンクリート面塗装工		第1編3-3-16コンクリート面塗装工	
第17章 道路修繕				
第3節 工場製作工	17-3-4 桁補強材製作工			出- 102
	17-3-5 落橋防止装置制作工		第1編6-4-5 落橋防止装置製作工	

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第6節 基礎工	4-6-2基礎盛砂工	盛砂均し		出- 107
	4-6-3洗掘防止工	アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット、ゴムマット		出- 107
	4-6-4基礎捨石工	基礎捨石(均しを行わない面)		出- 107
		捨石本均し 捨石荒均し		出- 108 出- 108
	4-6-6基礎ブロック工	基礎ブロック製作		出- 108
	4-6-6基礎ブロック工	基礎ブロック据付		出- 109
第7節 本体工(ケーソン式)	4-7-2ケーソン製作工			出- 109
	4-7-3ケーソン進水掘付工			出- 110
	4-7-4中詰工	砂・石材中詰		出- 110
		コンクリート中詰、プレバッドコンクリート中詰		出- 111
	4-7-5蓋コンクリート工			出- 111
	4-7-6蓋ブロック工	蓋ブロック製作		出- 111
蓋ブロック据付			出- 112	
第8節 本体工(ブロック式)	4-8-2本体ブロック製作工			出- 112
	4-8-3本体ブロック据付工			出- 112
	4-8-4中詰工		第8編4-7-4中詰工	
	4-8-5蓋コンクリート工		第8編4-7-5蓋コンクリート工	
	4-8-6蓋ブロック工		第8編4-7-6蓋ブロック工	
第9節 本体工(場所打式)	4-9-2場所打コンクリート工	防波堤 岸壁		出- 113 出- 113
	第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	4-10-2洗掘防止工		第8編4-6-3洗掘防止工
4-10-3本体捨石工			第8編4-6-4基礎捨石工	
4-10-4捨ブロック工		捨ブロック製作 捨ブロック据付		出- 113 出- 114
第11節 本体工(鋼矢板式)	4-10-5場所打コンクリート工			出- 114
	4-11-2鋼矢板工	先行掘削		出- 114
		鋼矢板、鋼管矢板		出- 115
	4-11-3控工	先行掘削	第8編4-11-12-1鋼矢板工(先行掘削)	
		控鋼矢板		出- 115
		控鋼杭		出- 116
		プレキャストコンクリート控壁		出- 116
場所打コンクリート控壁			出- 116	
腹起		出- 117		
タイ材(タイロッド取付)		出- 117		
タイ材(タイワイヤー取付)		出- 117		
第12節 本体工(コンクリート矢板式)	4-12-2コンクリート矢板工			出- 118
	4-12-3控工		第8編4-11-3控工	
第13節 本体工(鋼杭式)	4-13-2鋼杭工	鋼杭		出- 118
第14節 本体工(コンクリート杭式)	4-14-2コンクリート杭工	コンクリート杭		出- 118
第15節 被覆・根固工	4-15-2被覆石工	被覆均し		出- 119
	4-15-4被覆ブロック工	被覆ブロック製作		出- 119
		被覆ブロック据付		出- 119
	4-15-5根固ブロック工	根固ブロック製作 根固ブロック据付		出- 120 出- 120
第16節 上部工	4-16-2上部コンクリート工	防波堤		出- 120
		岸壁		出- 120
		栈橋		出- 120
	4-16-3上部ブロック工	上部ブロック製作		出- 121
4-16-3上部ブロック工	上部ブロック据付	第8編4-16-2上部コンクリート工(防波堤)(岸壁)(栈橋)		
第17節 付属工	4-17-2係船柱工			出- 121
	4-17-3係船環工			出- 121
	4-17-4防舷材工			出- 121
	4-17-5車止め・縁金物工			出- 122
	4-17-6防食工	電気防食		出- 122
		FRPモルタル被覆		出- 122
	ペトロラタム被覆、コンクリート被覆、防食塗装		出- 122	
第18節 消波工	4-18-2洗掘防止工		第8編4-6-3洗掘防止工	
	4-18-3消波ブロック工	消波ブロック製作		出- 122
		消波ブロック据付		出- 123
第19節 裏込・裏理工	4-19-2裏込工	裏込均し		出- 124
		吸出し防止材		出- 124
	4-19-3裏埋材	裏埋材		出- 123
				出- 124
	4-19-4裏埋土工	土砂掘削、土砂盛土		出- 124
第20節 埋立工	4-20-3固化工		第8編4-5-9固化工	
	4-20-4埋立工	ポンプ土取、グラブ土取、ガット土取	第8編4-3-1浚渫工	
4-20-8埋立土工	土砂掘削、土砂盛土	第8編4-19-4 裏埋土工(土砂掘削)(土砂盛土)		

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第21節 陸上地盤改良工	4-21-2圧密・排水工		一般土木の規程を適用する	124
	4-21-3締固工		一般土木の規程を適用する	124
	4-21-4固化工		一般土木の規程を適用する	124
第23節 舗装工	4-23-3コンクリート舗装工	下層路盤		124
		上層路盤		124
		コンクリート舗装版		125
	4-23-4 アスファルト舗装工	下層路盤		124
		上層路盤		125
		基層		125
第23節 舗装工	4-23-4 アスファルト舗装工	表層		126
第24節 維持補修工	4-24-2維持塗装工	係船柱塗装、車止塗装、 縁金物塗装		125
	4-24-3防食工		第8編4-17-6防食工	126
第25節 構造物撤去工	4-25-2取壊し工			125
	4-25-3撤去工	水中コンクリート撤去		126
		鋼矢板等切断撤去、鋼 矢板・H形鋼杭引抜き撤 去		127
		腹起・タイ材撤去、 ケーソン撤去、 ブロック撤去		126
		舗装版撤去		127
		石材撤去		126
				127
第26節 仮設工	4-26-2仮設鋼矢板工		第8編4-11-2鋼矢板工第8編4-13 -2鋼杭工	127
	4-26-3仮設鋼管杭・鋼管矢 板工	先行掘削	第8編4-11-2-1鋼矢板工(先行掘 削)(任意仮設は除く)	128
		仮設鋼管杭・鋼管矢板	第8編4-11-2鋼矢板工第8編4-13 -2鋼杭工(任意仮設は除く)	
第27節 雑工	4-27-2 現場鋼材溶接工	現場鋼材溶接		130
		被覆溶接(水中)、スタッ ド溶接(水中)		129
	4-27-3現場鋼材切断工	陸上現場切断		130
		水中切断		129
	4-27-4その他雑工	清掃		130
		削孔		129

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

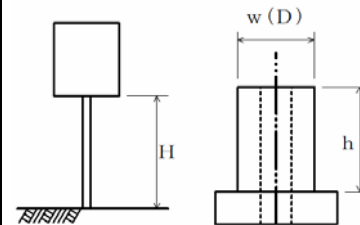
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低2箇所。 変位は、施工延長20m（測点間隔2.5mの場合は2.5m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低2箇所。				
						根入長	設計値以上					
						変位ℓ	100					
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	5	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長ℓ	ℓ < 10 m	-100	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 枠延長100mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 1施工箇所毎		曲線部は設計図書による	
							ℓ ≥ 10 m	-200				
						幅 W	-30					
						高さ h	-30					
						枠中心間隔 a	±100					
						延長 L	-200					
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	5	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長ℓ	ℓ < 10 m	-100	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 1施工箇所毎			
							ℓ ≥ 10 m	-200				
						延長 L	-200					
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長ℓ	ℓ < 3 m	-50	施工延長40mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 200㎡につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所をせん孔により測定。 1施工箇所毎			
							ℓ ≥ 3 m	-100				
						厚さ t	t < 5 cm	-10				
							t ≥ 5 cm	-20				
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上						
						延長 L	-200					

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

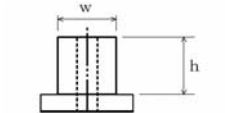
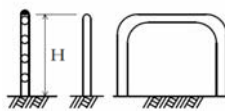
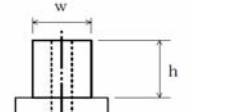
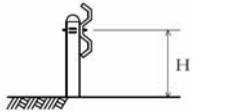
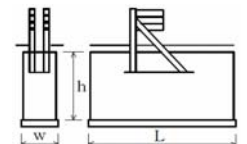
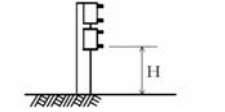
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	7	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法 長 $\ell$	$\ell < 5 \text{ m}$	-200	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所		
							$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長の-4%			
						盛土法 長 $\ell$	$\ell < 5 \text{ m}$	-100			
							$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長の-2%			
						延 長 L	-200	1施工箇所毎			
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	7	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 $\ell$	$\ell < 5 \text{ m}$	-200	施工延長40mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 施工面積200㎡につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 検査孔により測定。		
							$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長の-4%			
						厚さ t	$t < 5 \text{ cm}$	-10			
							$t \geq 5 \text{ cm}$	-20			
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上					
延 長 L	-200	1施工箇所毎									
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	8		縁石工 (縁石・アスカープ)	延 長 L	-200	1箇所/1施工箇所			
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	9		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基	基礎 1基毎		
						基礎	幅 w (D)	-30			
							高さ h	-30			
							根入れ長	設計値以上			



出来形管理基準及び規格値（一般土木）

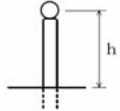
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	10		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、かつ1施工箇所につき最低3箇所。測定箇所は1基につき1箇所測定。	 	
						高さ h	-30				
						パイプ取付高H	+30 -20	1箇所/1施工箇所			
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	11	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	施工延長40mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。	 	
						高さ h	-30				
						ビーム取付高H	+30 -20	1箇所/1施工箇所			
						延 長	-200	1施工箇所毎			
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	11	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1箇所/1基礎毎	 	
						高さ h	-30				
						延 長 L	-100				
						ケーブル取付高H	+30 -20	1箇所/1施工箇所			
						延 長	-200	1施工箇所毎			
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	12		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1箇所テストピースにより測定。			
						幅 w	設計値以上				



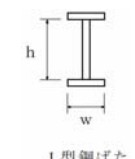
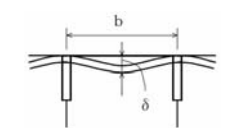
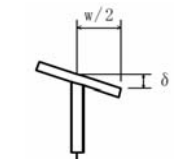
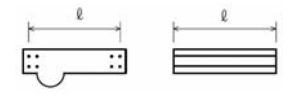
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	13		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	10本につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。		

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼 <del>げた</del> 桁等	トラス・アーチ等		
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	14	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部 材 強 度	フランジ幅 w (m) 腹 板 高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2…… w ≤ 0.5	主 <del>げた</del> 桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
								±3…… 0.5 < w ≤ 1.0			
								±4…… 1.0 < w ≤ 2.0			
								±(3 + w/2) …… 2.0 < w			
板の平面度 δ (mm)	鋼 <del>げた</del> 桁等の部材の腹板	h / 250	主 <del>げた</del> 桁 各支点及び各支間中央付近を測定。  h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)								
	箱 <del>げた</del> 桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150									
		フランジの直角度 δ (mm)	w / 200								
		部材長 ℓ (mm)	鋼 <del>げた</del> 桁	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	主要部材全数を測定。  						

※規格値のw, ℓに代入する数値はm単位の数値である。  
ただし、「板の平面度 δ, フランジの直角度 δ」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。

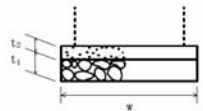
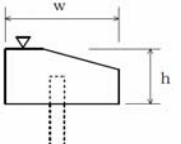
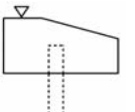
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	14	3	桁製作工 (鋼製ダム製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。	 <p>図 a 格子形鋼製砂防ダム 図 b 鋼製スリットダム A 型 図 c 鋼製スリットダム B 型 図 d 鋼製 L 型スリットダム</p>	
						堤 長 L	±30			
						堤 長 ℓ	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	15		工場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を越えない以下。</p> <p>ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗布後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では、内面塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは、500㎡とする。</p> <p>1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>		

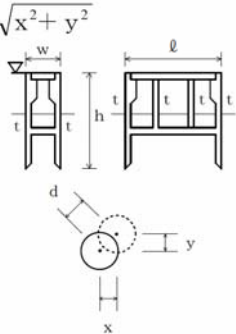
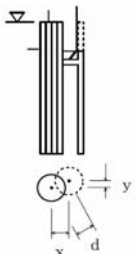
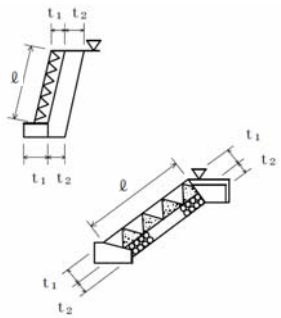
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1	3	3	16		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋 <del>塗装-防食便覧II-74</del> <del>防食便覧-82</del> 「表-II.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗布作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは500㎡とする。			
1	3	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅	w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 1 施工箇所毎		
						厚さ	t1, t2	-30			
						延 長	L	各構造物の規格値による			
1	3	4	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基 準 高	▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 1 施工箇所毎		
						幅	w	-30			
						高 さ	h	-30			
						延 長	L	-200			
1	3	4	3	2	基礎工（護岸） (プレキャスト)	基 準 高	▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 1 施工箇所毎		
						延 長	L	-200			

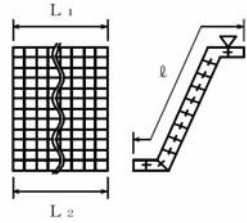
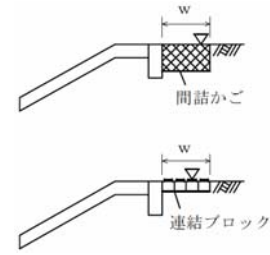
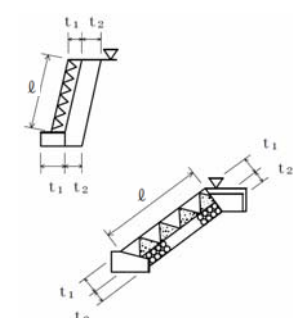
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 100$	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
						ケーソンの長さ $\ell$	-50				
						ケーソンの幅 $w$	-50				
						ケーソンの高さ $h$	-100				
						ケーソンの壁厚 $t$	-20				
						偏 心 量 $d$	300以内				
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 100$	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
						根 入 長	設計値以上				
						偏 心 量 $d$	300以内				
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$ （ $\pm 20$ ）	施工延長4.0m（測点間隔2.5mの場合は5.0m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。  1 施工箇所毎  ( ) は舗装面に接する箇所に適用する。			
						法長 $\ell$	$\ell < 3$ m				-50
							$\ell \geq 3$ m				-100
						厚さ（ブロック積張） $t_1$					-50
						厚さ（裏込） $t_2$					-50
						延 長 $L$					-200
											( ) は舗装面に接する箇所に適用する。

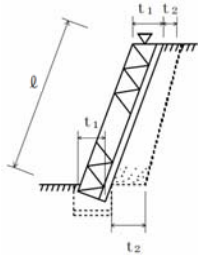
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$ ( $\pm 20$ )	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、かつ 1 施工箇所につき最低 3 箇所測定。  1 施工箇所毎			
						法 長 $\phi$	-100				
						延 長 $L_1, L_2$	-200				
							( ) は舗装面に接する箇所に適用する。				
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$ ( $\pm 20$ )	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、かつ 1 施工箇所につき最低 3 箇所測定。  1 施工箇所毎			
						幅 W	-100				
						延 長 L	-200				
							( ) は舗装面に接する箇所に適用する。				
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$ ( $\pm 20$ )	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、かつ 1 施工箇所につき最低 3 箇所測定。 厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測定。  1 施工箇所毎			
						法長 $\phi$	$\phi < 3$ m				-50
							$\phi \geq 3$ m				-100
						厚さ（ブロック） $t_1$	-50				
						厚さ（裏込） $t_2$	-50				
						延 長 L	-200				
	( ) は舗装面に接する箇所に適用する。										

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$ ( $\pm 20$ )	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。			
						法長 $l$	$l < 3$ m				-50
							$l \geq 3$ m				-100
						厚さ（石積・張） $t_1$	-50				
						厚さ（裏込） $t_2$	-50				
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
						( ) は舗装面に接する箇所に適用する。					

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線2000m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-15			
						幅	-50	—			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±30	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-25	-8			
						幅	-50	—			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	基準高▽	±30	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-25	-8			
						幅	-50	—			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	基準高▽	±20	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-15	-5			
						幅	-50	—			
							基準高は、加熱アスファルト安定処理工で工事完成する場合のみ適用する。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。			



出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工 (基層工・中間層工)	基準高▽	±20	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-9	-3			
						幅	-25	—			
							基準高は、基層・中間層で工事完成する場合のみ適用する。				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	6	アスファルト舗装工 (表層工)	基準高▽	±20	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 ※区間長が100m未満の場合は平坦性を省略することができる。	
						厚 さ	-7	-2			
						幅	-25	—			
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-15			
						幅	-50	—			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	基準高▽	±30	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-25	-8			
						幅	-50	—			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	基準高▽	±30(±20)	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。  ( )は加熱アスファルト安定処理工に適用する。 基準高は、加熱アスファルト安定処理で工事完成する場合のみ適用する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-25	-8			
						幅	-50	—			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	基準高▽	±20	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-9	-3			
						幅	-25	—			
							基準高は、中間層で工事完成する場合のみ適用する。				

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	基準高▽	±20	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後、各車線200m毎に水糸又はレベルにより1側線当たり横断方向に3箇所以上測定、 幅は、延長80m毎、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚 さ	-10	-3.5			
						幅	-25	—			
						平 坦 性	—	コンクリートの硬化後3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合、(σ)2.4mm以下 人工舗設の場合、(σ)3mm以下			
						目地段差	±2				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-15			
						幅	-50	—			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±30	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-25	-8			
						幅	-50	—			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定 処理工	基準高▽	±30(±20)	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、 かつ1施工箇所につき最低3箇所 とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合で コアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、か つ1施工箇所につき最低3箇所測 定。  ( )は加熱アスファルト安定処 理工に適用する。 基準高は、加熱アスファルト安定 処理で工事完成する場合のみ適 用する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平均 値(X <sub>10</sub> )について満足しなければ ならない。ただし、厚さデータが10個未 満の場合は測定値の平均値は適用しな い。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。		
						厚 さ	-25	-8				
						幅	-50	—				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	基準高▽	±20	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、 かつ1施工箇所につき最低3箇所 とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合で コアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、か つ1施工箇所につき最低3箇所測 定。  基準高は、中間層で工事完成する 場合のみ適用する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平均 値(X <sub>10</sub> )について満足しなければ ならない。ただし、厚さデータが10個未 満の場合は測定値の平均値は適用しな い。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。		
						厚 さ	-9	-3				
						幅	-25	—				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	基準高▽	±20	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、 かつ1施工箇所につき最低3箇所 とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線の中心付近で型枠据付 後 各車線200m毎に水糸系又はレ ベルにより1側線当たり横断方向に3 箇所以上測定、 幅は、延長80m毎、かつ1施工箇 所につき最低3箇所測定。 平坦性は各車線毎に版縁から1mの線 上、全延長とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平均 値(X <sub>10</sub> )について満足しなければ ならない。ただし、厚さデータが10個未 満の場合は測定値の平均値は適用しな い。  維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。		
						厚 さ	-15	-4.5				
						幅	-35	—				
						平 坦 性	—	転圧コンクリ ートの硬化後3m プロフィールメ ーターにより(σ) 2.4mm以下				
						目地段差	±2					隣接する各目地に対して、道路中心線 及び端部で測定。

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-15			
						幅	-50	—			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±30	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-25	-8			
						幅	-50	—			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	基準高▽	±30	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-25	-8			
						幅	-50	—			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	基準高▽	±20	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-15	-5			
						幅	-50	—			
							基準高は、加熱アスファルト安定処理で工事完成する場合のみ適用する。				

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7	5	薄層カラー舗装工 (基層工・中間層工)	基準高▽	±20	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-9	-3			
						幅	-25	—			
							基準高は、基層・中間層で工事完成する場合のみ適用する。				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-15			
						幅	-50	—			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±30	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-25	-8			
						幅	-50	—			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	基準高▽	±30	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-25	-8			
						幅	-50	—			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	基準高▽	±20	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-15	-5			
						幅	-50	—			
							基準高は、加熱アスファルト安定処理で工事完成する場合のみ適用する。				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	5	ブロック舗装工 (基層工・中間層工)	基準高▽	±20	—	基準高は、延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-9	-3			
						幅	-25	—			
							基準高は、基層・中間層で工事完成する場合のみ適用する。				

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

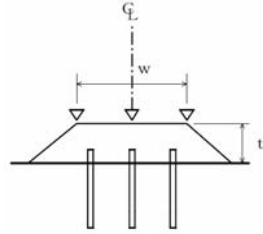
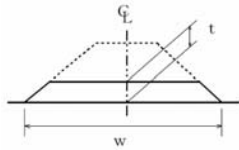
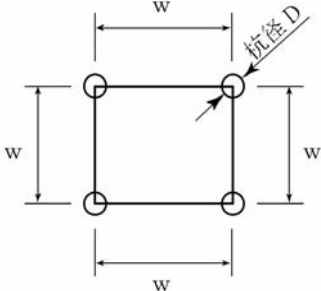
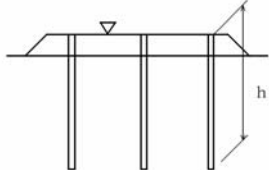
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200	1 施工箇所毎		
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所 厚さは中心線及び端部で測定。		
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200	1 施工箇所毎		
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高 $\nabla$	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき1測線、かつ1施工箇所につき最低3測線測定。 1測点当たり5点以上測定。		
						法 長 $l$	-500			
						天 端 幅 w	-300	w. (L) は、施工延長40mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所		
						天 端 延 長 L	-500	1 施工箇所毎 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。		



出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。 1施工箇所毎		
						厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 1施工箇所毎		
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	$\pm 100$	100本に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 1箇所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		
						杭 径 D	設計値以上			
			8		締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ h	設計値以上	全本数 計器管理にかえることができる。		※余長は、適用除外
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—			

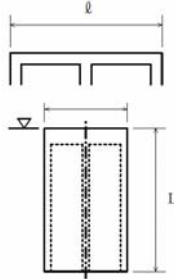
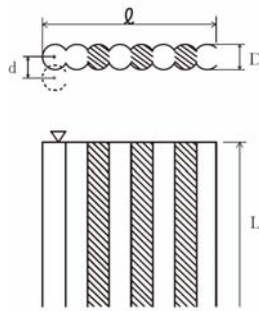
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高压噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ▽	-50	100 本に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 1箇所に4本測定。  全本数 $L = \theta_1 - \theta_2$ $\theta_1$ は改良体先端深度 $\theta_2$ は改良体末端深度		
						位置・間隔 w	D/4以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 $\theta-L$	設計値以上			
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。		
						根 入 長 L	設計値以上			
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ $\ell$	設計深さ以上	全数		
						配置誤差 d	100			
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 $\ell$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。  1施工箇所毎		
						延長 L1 L2	-200			
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高 ▽	-50	施工延長50mにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。		
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 $\ell$	-100			

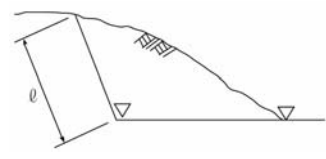
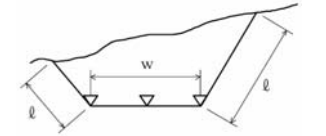
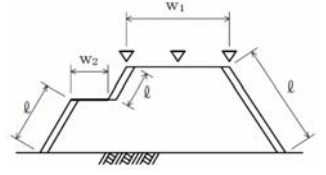
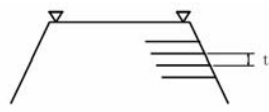
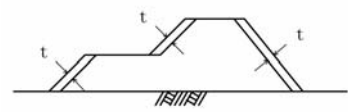
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1	3	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長50mにつき1箇所ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3箇所ヶ所。		
1	3	10	9		地中連続壁工（壁式）	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3箇所ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1箇所ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3箇所ヶ所。		
						連 壁 の 長 さ $l$	-50			
						変 位	300			
						壁 体 長 $L$	-200			
1	3	10	10		地中連続壁工（柱列式）	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3箇所ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1箇所ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3箇所ヶ所。		D：杭径
						連 壁 の 長 さ $l$	-50			
						変 位	D/4以内			
						壁 体 長 $L$	-200			

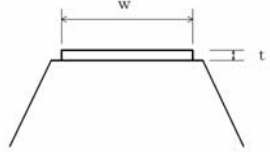
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	4 土工	3 共通土工	2		掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 道路土工の基準高は道路中心線及び端部で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	河川・海岸・砂防    道 路  		
						法長 ℓ	ℓ < 5m				-200
							ℓ ≥ 5m				法長の-4%
						幅	W				-100
							幅は、道路土工の場合適用にする。				
1 共通編	4 土工	3 共通土工	3		盛土工	基 準 高 ▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。			
						法長 ℓ	ℓ < 5 m				-100
							ℓ ≥ 5 m				法長の-2%
						幅	W <sub>1</sub> , W <sub>2</sub>				-100
1 共通編	4 土工	3 共通土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基 準 高 ▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 基準高は各法肩で測定。			
						厚 さ t	-50				
						控 え 長 さ	設計値以上				
1 共通編	4 土工	3 共通土工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	4 土工	4 防土工	5		堤防天端工	厚さ t	t < 15 cm	-25	幅は、施工延長 4 0 m（測点間隔 2 5 m の場合は 5 0 m）につき 1 箇所、かつ 1 施工箇所につき最低 3 箇所。厚さは、施工延長 2 0 0 m につき 1 箇所。中央で測定。		
						t ≥ 15 cm	-50				
						幅 W	-100				
1 共通編	4 土工	5 道路土工	3	4	路体盛土工 路床盛土工	基準高 ▽	±50	施工延長 4 0 m につき 1 箇所、かつ 1 施工箇所につき最低 3 箇所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「T S を用いた出来形管理要領（土工編）」（平成 24 年 3 月 29 日 付け国官技第 347 号、国総公第 85 号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。			
						法長 l	l < 5 m				-100
			l ≥ 5 m	法長の -2%							
			幅 W1, W2	-100							
1 共通編	5 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	± φ	$d = \frac{D}{n - 1}$ D：本間の長さ n：10 本程度とする φ：鉄筋径  工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット 当たり 対 して 各 面 で 一 箇 所 以 上 測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編 12-2：標準 7 編 2 章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋仕様書（Ⅲコンクリート橋編 6.6）による。  ※ 重要構造物かつ主鉄筋について適用する ※ 橋梁コンクリート床版桁（PC 橋含む）の鉄筋については第 1 編 6-4-12 床版工を適用する。 ※ 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である中空断面 25 m <sup>2</sup> 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。			
						かぶり i	± φ かつ 最小かぶり以上				

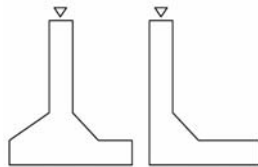
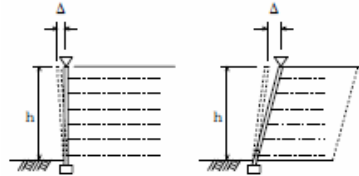
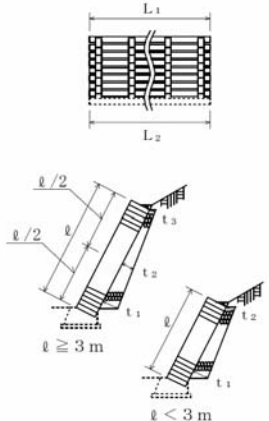
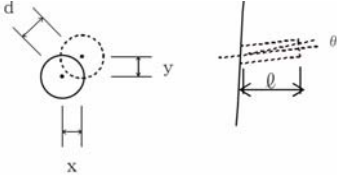
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1	6	1	1		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。			
1	6	1	2		場所打擁壁工	基 準 高 $\nabla$	±50 (±20)	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3箇所ヶ所。  1施工箇所毎			
						厚 さ t	-20				
						裏 込 厚 さ	-50				
						幅 $w_1, w_2$	-30				
						高 さ h	$h < 3 \text{ m}$				-50
							$h \geq 3 \text{ m}$				-100
延 長 L	-200										
						( ) は舗装面に接する箇所に適用する。					

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	6 共通施工	1 共通関係	3		プレキャスト擁壁工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$ ( $\pm 20$ )	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。		
						延長 L	-200			
								( ) は舗装面に接する箇所に適用する。		
1 共通編	6 共通施工	1 共通関係	3		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。		
						高さ h	$h < 3$ m			
							$h \geq 3$ m	-100		
						鉛直度 $\Delta$	$\pm 0.03h$ かつ $\pm 300$ 以内			
						控え長さ	設計値以上			
延長 L	-200	1 施工箇所毎								
1 共通編	6 共通施工	1 共通関係	4		井桁ブロック工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。		
						法長 $l$	高さ $h < 3$ m			
							高さ $h \geq 3$ m	-100		
						厚さ $t_1, t_2, t_3$	-50			
						延長 $L_1, L_2$	-200	1 施工箇所毎		
1 共通編	6 共通施工	1 共通関係	5		アンカー工	削孔深さ $l$	設計値以上	全数		
						設置誤差 d	100			
						せん孔方向 $\theta$	$\pm 2.5$ 度			
								$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

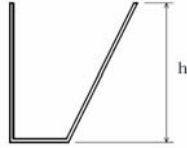
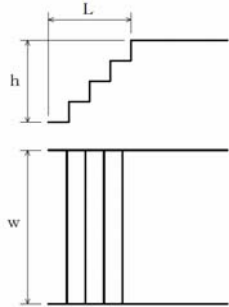

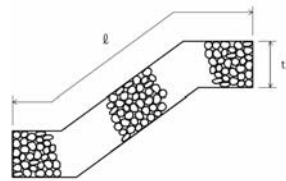
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	6 共通施工	1 共通関係	6		側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30 (±20)	施工延長40m (測点間隔2.5mの場合は50m)につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。		
						延長 L	-200			
								( )は舗装面に接する箇所に適用する。		
1 共通編	6 共通施工	1 共通関係	7		現場打水路工	基準高▽	±30 (±20)	施工延長40m (測点間隔2.5mの場合は50m)につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。		
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎		
		( )は舗装面に接する箇所に適用する。								
1 共通編	6 共通施工	1 共通関係	8		集水枳工	基準高▽	±30 (±20)	1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ t <sub>1</sub> ~ t <sub>5</sub>	-20			
						※幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			
						※高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
								( )は舗装面に接する箇所に適用する。		
1 共通編	6 共通施工	1 共通関係	9		暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔2.5mの場合は50m)につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。		
						※幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-50			
						深さ h	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎		



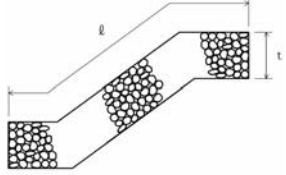
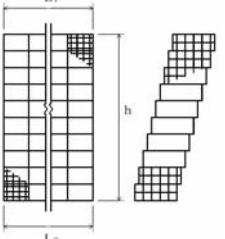
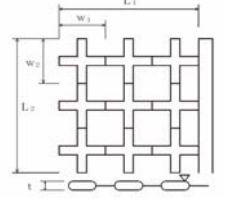
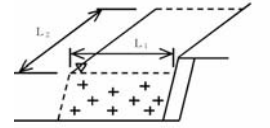
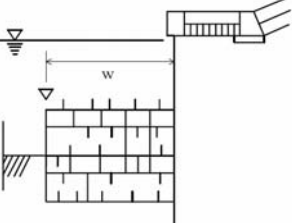
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	6 共通施工	1 共通関係	10		刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	±2…… h ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < h ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < h ≤ 2.0	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						外周長 L (m)	±(10+L/10)			
1 共通編	6 共通施工	1 共通関係	11		階段工	幅 w	-30	1回 / 1施工箇所		
						高さ h	-30			
						長さ L	-30			
						段数	±0段			
1 共通編	6 共通施工	2 河川関係	1		(多自然型護岸工) 巨石張り 巨石積み	基準高 ▽	±500	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。		
						法長 ℓ	-200			
						延長 L	-200			
1 共通編	6 共通施工	2 河川関係	2		(多自然型護岸工) かごマット	法長 ℓ	-100	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。		
						厚さ t	-0.2 t			
						延長 L	-200			

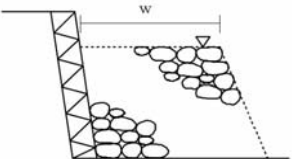
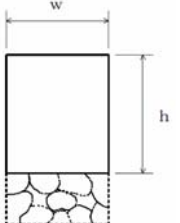

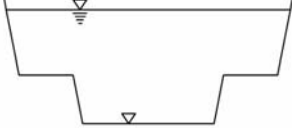
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
1 共通編	6 共通施工	2 河川関係	3		(羽口工) じゃかご	法長 $\ell$	$\ell < 3\text{ m}$	-50	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。				
							$\ell \geq 3\text{ m}$	-100					
						厚 さ t		-50					
1 共通編	6 共通施工	2 河川関係	4		(羽口工) ふとんかご、かご枠	高 さ h		-100	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。				
						延 長 $L_1, L_2$		-200					
1 共通編	6 共通施工	2 河川関係	5		根固めブロック工	層	基準高 $\nabla$		$\pm 100$	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。			
							厚 さ t		-20				
							幅 $W_1, W_2$		-20				
						積	延長 $L_1, L_2$		-200	1 施工箇所毎			
							乱	基準高 $\nabla$		$\pm t/2$	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。		1 施工箇所毎
								延長 $L_1, L_2$		$- t/2$			
					tは根固めブロックの高さ								
1 共通編	6 共通施工	2 河川関係	6		沈床工	基準高 $\nabla$		$\pm 150$	1組毎				
						幅 W		$\pm 300$					
						延 長 L		-200					

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	6 共通施工	2 河川関係	7		捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。			
						幅 w	-100				
						延長 L	-200				
1 共通編	6 共通施工	2 河川関係	8		護岸付属物工	幅 w	-30				
						高さ h	-30				
1 共通編	6 共通施工	3 海岸関係	1	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	
								500ps	-1000～+200		
								1000ps	-1200～+200		
							ディーゼル船	250ps	-800～+200		
								420ps	-1000～+200		
								600ps	-1000～+200		
							1350ps	-1200～+200			
							幅	-200			
	延長	-200									
1 共通編	6 共通施工	3 海岸関係	1	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽	±限 +200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。			
						幅	-200				
						延長	-200				

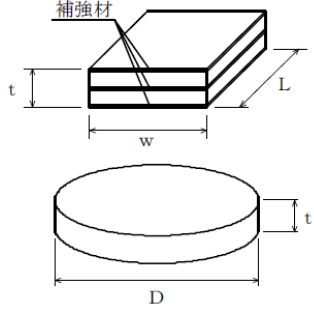
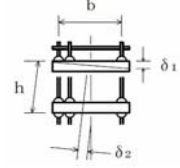
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	1		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3箇所ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。			
						※幅 w	-50				
						※高 さ h	-30				
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	2		落石防護柵工	高 さ h	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3箇所ヶ所。			
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	3		検査路製作工	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	4		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0~+30	製品全数を測定。  両端及び中央部付近を測定。		
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta_1$ (mm)	設 計 値 $\pm 4$			
							フィンガーの食い違い $\delta_2$ (mm)	$\pm 2$			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	5		落橋防止装置製作工	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	9	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w長さL直 径D	w, L, D ≤ 500	0～+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t） の最大相対誤差		
							500 < w, L, D ≤ 1500mm	0～+1%			
							1500 < w, L, D	0～+15			
						厚さ t	t ≤ 20mm	±0.5			
							20 < t ≤ 160	±2.5%			
							160 < t	±4			
						平 面 度	1				
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	10		アンカーフレーム製作工	仮 組 立 時	上面水平度 δ <sub>1</sub> (mm)	b/500	軸心上全数測定。		
							鉛 直 度 δ <sub>2</sub> (mm)	h/500			
							高 さ h (mm)	±5			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	11		仮設材製作工	部 材	部材長ℓ (m)	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	12		床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)			
						幅 w	0～+30				
						厚 さ t	-10～+20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。 1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。			
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄 筋 間 隔	±20	1径間当たり3箇所（両端及び中央）測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。			
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10										

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	13	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	舗装面に対し 0～-2±3	両端車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	13	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ ±3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		
							車線方向各点誤差の相対差 3			
							表面の凹凸 3			
							歯型板面の歯咬み合い部の高低差 2			
							歯咬み合い部の縦方向間隔W1 ±2			
							歯咬み合い部の横方向間隔W2 ±5			
	仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2								
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	14		地覆工	地覆の幅 w <sub>1</sub>	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3箇所ヶ所測定。		
						地覆の高さ h	-10～+20			
						有効幅員 w <sub>2</sub>	0～+30			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	15		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 w	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3箇所ヶ所測定。		
						高さ h	-20～+30			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	16		検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		
						高さ	±4			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	17	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m）  支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間（La, Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 ±10 以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋				鋼橋
							±5				4+0.5× (B-2)
						下 沓 の 水 平 度	橋 軸 方 向				1/100
							橋軸直角方向				
						可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差	5				
可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上										
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	17	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m）  上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間（La, Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 ±10 以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋				鋼橋
							±5				4+0.5× (B-2)
						下 沓 の 水 平 度	橋 軸 方 向				1/300
							橋軸直角方向				
						可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差	5				
可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上										

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

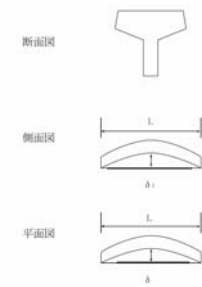
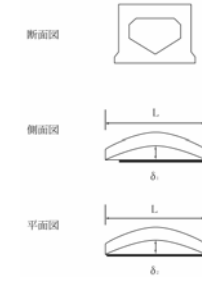
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1	6	4	18		架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全 長 L ( m ) 支 間 長 L n ( m )	$\pm (20+L1/5)$ $\pm (20+L2/5)$	各桁毎に全数測定。 L：主げた桁・主構の支間長(m)			
						通り $\delta$ ( mm )	$\pm (10+2L/5)$	L：主桁・主構の支間長(m)			
						そり $\delta$ ( mm )	$\pm (25+L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)			
						※主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots \dots$ $\pm (3+B/2) \dots \dots$	$B \leq 2$ $B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 $\delta$ (mm)	設計値 $\pm 10$		どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm)	$3+h/1,000$		各主桁の両端部を測定。 h：主げた・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	設計値 $\pm 5$		主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta_1, \delta_2$ のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合、マイナス側については設計値以上とする。		
									※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		



出来形管理基準及び規格値（一般土木）

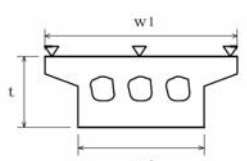
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	19	1	プレテンション桁製作工 (購入工)  (けた橋)	桁 長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、J I Sマーク表示品を使用する場合は、製品工場の発行する J I S に基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋 桁 の そり δ <sub>1</sub>	±8			
						横方向の曲がり δ <sub>2</sub>	±10			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	19	2	プレテンション桁製作工 (購入工)  (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ±L/1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、J I Sマーク表示品を使用する場合は、製品工場の発行する J I S に基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋 桁 の そり δ <sub>1</sub>	±8			
						横方向の曲がり δ <sub>2</sub>	±10			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	20		ポストテンション桁製作工	幅 (上) w <sub>1</sub>	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 なお、J I Sマーク表示品を使用する場合は、製品工場の発行する J I S に基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長 (m)		
						幅 (下) w <sub>2</sub>	±5			
						高 さ h	+10 -5			
						桁 長 ℓ 支 間 長	ℓ < 15… ±10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ-5) かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	21		プレキャストセグメント製作工 (購入工)	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所所で測定。		
						断面の外形寸法 (mm)	—			

注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である中空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	22		プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 $\ell$ 支 間 長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 $\ell$ ：支間長（m）		
						横方向最大タワミ	0.8 $\ell$			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	23		P Cホロースラブ製作工	基 準 高	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 $\ell$ ：支間桁長（m） ※ 鉄筋の出来型管理基準については第1編6-4-12床版工に準ずる。		(注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 $w_1, w_2$	-5～+30			
						厚 さ $t$	-10～+20			
						桁 長 $\ell$ 支 間 長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	24		P C箱桁製作工	基 準 高	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 $\ell$ ：支間桁長（m） ※ 鉄筋の出来型管理基準については第1編6-4-12床版工に準ずる。		(注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（上） $w_1$	-5～+30			
						幅（下） $w_2$	-5～+30			
						内 空 幅 $w_3$	$\pm 5$			
						高 さ $h_1$	+10 -5			
						内 空 高 さ $h_2$	+10 -5			
						桁 長 $\ell$ 支 間 長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	25		P C押し箱桁製作工	幅（上） $w_1$	-5～+30	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 $\ell$ ：支間桁長（m） ※ 鉄筋の出来型管理基準については第1編6-4-12床版工に準ずる。		(注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下） $w_2$	-5～+30			
						内 空 幅 $w_3$	$\pm 5$			
						高 さ $h_1$	+10 -5			
						内 空 高 さ $h_2$	+10 -5			
						桁 長 $\ell$ 支 間 長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—	基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-15			
						幅	-50	—			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±30	—	基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-25	-8			
						幅	-50	—			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	基準高▽	±30	—	基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-25	-8			
						幅	-50	—			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	基準高▽	±20	—	基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						厚 さ	-15	-5			
						幅	-50	—			
						基準高は、加熱アスファルト安定処理で工事完成する場合のみ適用する。					

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	5	半たわみ性舗装工 (基層工・中間層工)	基準高▽	±20	—	基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-9	-3			
						幅	-25	—			
							基準高は、基層・中間層で工事完成する場合のみ適用する。				
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	27	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	基準高▽	±20	—	基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 ※区間長が100m未満の場合は平坦性を省略することができる。	
						厚 さ	-7	-2			
						幅	-25	—			
						平 坦 性	—	3m <sup>2</sup> プロファイルメーター(σ)2.4mm以下 (σ)1.75mm以下			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—	基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-15			
						幅	-50	—			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±30	—	基準高は延長40m毎に1箇所、 かつ1施工箇所につき最低3箇所 とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を 掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、か つ1施工箇所につき最低3箇所測 定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均 値(X <sub>10</sub> )について満足しなければなら ない。ただし、厚さデータが10個未 満の場合は測定値の平均値は適用しな い。	
						厚 さ	-25	-8			
						幅	-50	—			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰・瀝青)安定処 理工	基準高▽	±30(±20)	—	基準高は延長40m毎に1箇所、 かつ1施工箇所につき最低3箇所 とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合で コアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、か つ1施工箇所につき最低3箇所測 定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均 値(X <sub>10</sub> )について満足しなければなら ない。ただし、厚さデータが10個未 満の場合は測定値の平均値は適用しな い。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-25	-8			
						幅	-50	—			
						( )は加熱アスファルト安定処 理工に適用する。 基準高は、加熱アスファルト安定 処理で工事完成する場合のみ適 用する。					
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理 工)	基準高▽	±20	—	基準高は延長40m毎に1箇所、 かつ1施工箇所につき最低3箇所 とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合で コアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、か つ1施工箇所につき最低3箇所測 定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均 値(X <sub>10</sub> )について満足しなければなら ない。ただし、厚さデータが10個未 満の場合は測定値の平均値は適用しな い。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-15	-5			
						幅	-50	—			
						基準高は、加熱アスファルト安定 処理で工事完成する場合のみ適 用する。					

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	5	排水性舗装工 (基層工・中間層工)	基準高▽	±20	—	基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-9	-3			
						幅	-25	—			
							基準高は、基層・中間層で工事完成する場合のみ適用する。				
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	6	排水性舗装工 (表層工)	基準高▽	±20	—	基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 ※区間長が100m未満の場合は平坦性を省略することができる。	
						厚 さ	-7	-2			
						幅	-25	—			
						平 坦 性	—	3m <sup>2</sup> プロフィールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	29	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	基準高▽	±20	—	基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-15	-5			
						幅	-50	—			
							基準高は、加熱アスファルト安定処理で工事完成する場合のみ適用する。				

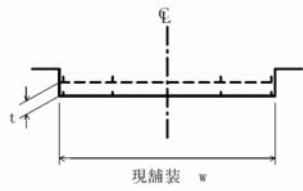
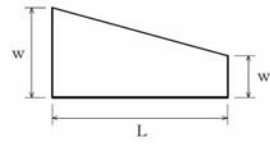
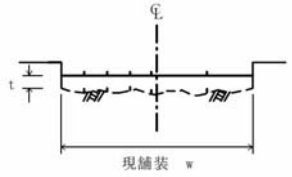
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	29	2	グースアスファルト舗装工 (基層工・中間層工)	基準高▽	±20	—	基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚 さ	-9	-3				
						幅	-25	—				
							基準高は、基層・中間層で工事完成する場合のみ適用する。					
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	29	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	基準高▽	±20	—	基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 ※区間長が100m未満の場合は平坦性を省略することができる。		
						厚 さ	-7	-2				
						幅	-25	—				
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	30	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		基準高は片側延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は片側延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 ※歩道舗装に適用する。			
						厚 さ	t < 15cm	-30				-10
							t ≥ 15cm	-45				-15
						幅	-100					—
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	30	2	透水性舗装工 (表層工)	基準高▽	±20	—	基準高は片側延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 厚さは、200m毎に1箇所の割合でコアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 ※歩道舗装に適用する。			
						厚 さ	-9	-3				
						幅	-25	—				

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

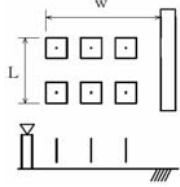
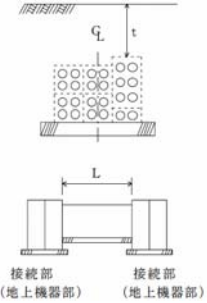
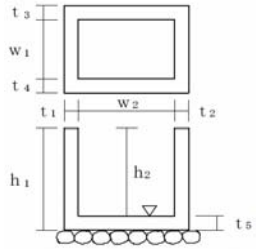
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	31		路面切削工	厚 さ t	- 7	- 2	厚さは4.0m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長8.40m未満の場合は、3箇所ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		
						幅 w	-25	-			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	32		舗装打換え工	路盤高	幅 w	-50	各層毎1箇所ヶ所／1施工箇所		
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	-25			
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	33		オーバーレイ工	厚 さ t	- 9	厚さは4.0m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長8.0m毎に1箇所ヶ所の割合とし、断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 延長8.0m未満の場合は、3箇所ヶ所／施工箇所とする。			
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	-				3m <sup>2</sup> プロファイルメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	34		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定			
						アンカーボルトの定着長	-20以内かつ-1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)			



出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2 河川編	1 築堤・護岸	8 水制工	8		杭出し水制工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	1組毎		
						幅 w	$\pm 300$			
						方向	$\pm 7^\circ$			
						延長 L	$-200$			
2 河川編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	$0 \sim +50$	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		
						延長 L	$-200$			
2 河川編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	$-20$			
						※幅 $w_1, w_2$	$-30$			
						※高さ $h_1, h_2$	$-30$			

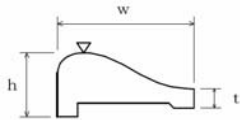
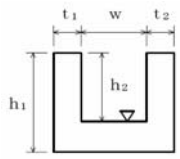
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
2	河川編	3	3	6	1	函渠工 (本体工)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。			
							厚 さ $t_1 \sim t_8$	-20				
							幅 $w_1, w_2$	-30				
							内 空 幅 $w_3$	-30				
							内 空 高 $h_1$	$\pm 30$				
							延 長 $L$	-200				
2	河川編	3	3	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダグタイル铸铁管)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3箇所ヶ所。			
							延 長 $L$	-200				1 施工箇所毎
2	河川編	3	3	7	8	翼壁工 水叩工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
							厚 さ $t$	-20				
							幅 $w$	-30				
							高 さ $h$	$\pm 30$				
							延 長 $L$	-50				

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
2 河川編	4 水門	4 水門 本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	$\pm 30$				
						延 長 L	-50				
2 河川編	4 水門	4 水門 本体工	13 14		開門工 土砂吐工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	$\pm 30$				
						延 長 L	-50				
2 河川編	5 堰	5 固定 堰本 体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工 継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて 測定。			
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	$\pm 30$				
						堰 長 L	L < 20m				-50
							L $\geq$ 20m				-100
2 河川編	5 堰	6 漁道 工	3		魚道本体工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場 合は50m）につき1箇所ヶ所、かつ 1施工箇所につき最低3箇所ヶ所。			
						厚 さ $t_1, t_2$	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ $h_1, h_2$	-30				
						延 長 L	-200				

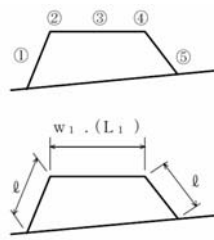
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	河川 海岸 編	1	堤防・ 護岸	3	護岸 基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合 は50m）につき1箇所、かつ 1施工箇所につき最低3箇所。		
								幅 w	-30				
								高さ h	-30				
								延長 L	-200				
3	河川 海岸 編	1	堤防・ 護岸	3	護岸 基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	ブロック個数40個につき1箇所、 かつ1施工箇所につき最低3箇所。 基準高、延長は施工延長40m（測点 間隔2.5mの場合50m）につき1 箇所、かつ1施工箇所につき最低 3箇所。		
								ブロック厚 t	-20				
								ブロック縦幅 $w_1$	-20				
								ブロック横幅 $w_2$	-20				
								延長 L	-200				
3	河川 海岸 編	1	堤防・ 護岸	4	護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合 は50m）につき1箇所、かつ 1施工箇所につき最低3箇所。		
								法長	$l < 5m$	-100			
									$l \geq 5m$	$l \times (-2\%)$			
								厚さ t	-50				
								延長 L	-200				
3	河川 海岸 編	1	堤防・ 護岸	4	護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合 は50m）につき1箇所、かつ 1施工箇所につき最低3箇所。		
								法長 $l$	$l < 3m$	-50			
									$l \geq 3m$	-100			
								厚さ t	$t < 100$	-20			
									$t \geq 100$	-30			
								裏込材厚 $t'$	-50				
								延長 L	-200				

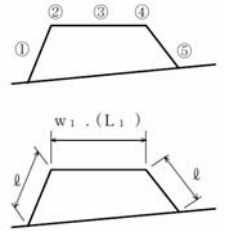
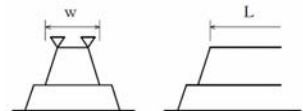
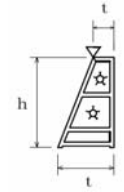
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	河川 海岸 編	1	堤防・ 護岸	6	天端被 覆工	2	コンクリート被覆工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3箇所ヶ所。 		
								幅 w	-50			
								厚 さ t	-10			
								基礎厚 t'	-45			
								延 長 L	-200			
3	河川 海岸 編	1	堤防・ 護岸	7	波返工	3	波返工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3箇所ヶ所。 		
								幅 $w_1, w_2$	-30			
								高 さ $h < 3m$ $h_1, h_2, h_3$	-50			
								高 さ $h \geq 3m$ $h_1, h_2, h_3$	-100			
								延 長 L	-200			
3	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工岬	3	突堤基礎工	4	捨石工	本 均 し	$\pm 50$	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 		
								表 面 均 し	$\pm 100$			
								基準高 $\nabla$	荒均し 異形アロック据付面(乱積)の高さ			$\pm 500$
									異形アロック据付面(乱積)以外の高さ			$\pm 300$
								被覆均し	異形アロック据付面(乱積)の高さ			$\pm 500$
									異形アロック据付面(乱積)以外の高さ			$\pm 300$
								法 長 $\ell$	-100			幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3箇所ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。 
								天 端 幅 $w_1$	-100			
								天 端 延 長 $L_1$	-200			
3	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工岬	3	突堤基礎工	5	吸出し防止工	幅 w	-300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3箇所ヶ所。 		
								延 長 L	-500			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
3	河川 海岸 編	2	突堤・人工 岬	4	突堤本 体工	2		捨石工	基準 高▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり 5点以上測定。			
										異形ブロック据付面 (乱積)以外の 高	±300				
										法 長 $\ell$	-100				
										天 端 幅 $w_1$	-100				
										天 端 延 長 $L_1$	-200				
3	河川 海岸 編	2	突堤・人工 岬	4	突堤本 体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準 高▽	(層積)ブロック 規格26t未満	±300	幅は施工延長40m(測点間隔2.5m の場合は50m)につき1箇所、 かつ1施工箇所につき最低3箇所。 延長は、センターラインで行う。			
										(層積)ブロック 規格26t以上	±500				
										(乱 積)	±ブロックの 高さの1/2				
										天 端 幅 $w$	-ブロックの 高さの1/2				
										天 端 延 長 $L$	-ブロックの 高さの1/2				
3	河川 海岸 編	2	突堤・人工 岬	4	突堤本 体工	9		石砕工	基準 高▽	厚 さ $t$	±50	幅は施工延長40m(測点間隔2.5m の場合は50m)につき1箇所、 かつ1施工箇所につき最低3箇所。 延長は、センターラインで行う。			
										高 さ $h$	$h < 3m$				-50
											$h \geq 3m$				-100
										延 長 $L$	-200				1施工箇所毎
3	河川 海岸 編	2	突堤・人工 岬	4	突堤本 体工	10		場所打コンクリート工	基準 高▽	幅 $w$	±30	幅は施工延長40m(測点間隔2.5m の場合は50m)につき1箇所、 かつ1施工箇所につき最低3箇所。			
										高 さ $h$	-30				
										延 長 $L$	-200				

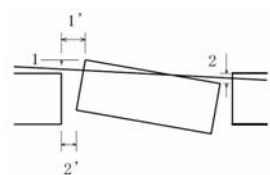
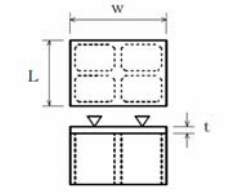
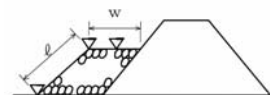
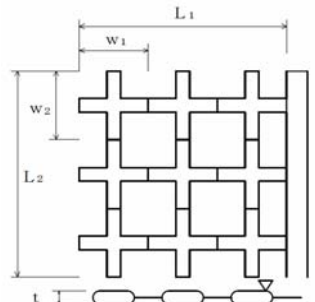
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤本 体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	パ ラ ス ト の 基 準 高 ▽	砕 石、砂	±100	各室中央部1箇所		
							コンクリート	±50			
						壁 厚 $t_1$	±10	底版完成時、各壁1箇所			
						幅 $w$	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端			
						高 さ $h_1$	+30, -10	完成時、四隅			
						長 さ $L$	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端			
						底 版 厚 さ $t_1$	+30, -10	底版完成時、各室中央部1箇所			
						フーチング高さ $h_1$	+30, -10	底版完成時、四隅			
3 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤本 体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量 2000 t 未満 ±100	据付完了後、両端2箇所			
							ケーソン重量 2000 t 以上 ±150				
						据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量 2000 t 以上未満 100 以下	据付完了後、天端2箇所			
							ケーソン重量 2000 t 以上 200 以下				
3 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤本 体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基 準 高 ▽	陸 上	±30	1室につき1箇所(中心)		
							水 中	±50			
						厚 さ $t$	±30				
						幅 $w$	±30				
						長 さ $L$	±30				
3 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 $t$	±10	型枠取外し後全数			
						幅 $w$	+20, -10				
						高 さ $h$	+20, -10				
						長 さ $L$	+20, -10				

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

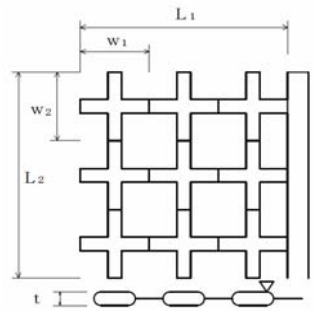
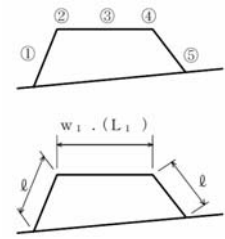
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤本体 工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2箇所ヶ所（各 段毎）				
						隣接ブロックとの 間隔 1'、2'	50 以下					
3 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤本体 工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準 高▽	陸 上	±30	1室につき1箇所ヶ所（中心）			
							水 中	±50				
							厚 さ t	±30				
							幅 w	±30				
							長 さ L	±30				
3 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 根固め工	2		捨石工	基準 高▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点あたり 5点以上測定。			
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300				
							法 長 ℓ	-100				
							天 端 幅 w	-100				
							天 端 延 長 L	-200				
3 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 根固め工	3		根固めブロック工	基準 高▽	層 積	±300	幅は施工延長40m（測点間隔2.5m の場合は50m）につき1箇所ヶ所、 かつ1施工箇所につき最低3箇所ヶ 所。			
							乱 積	±t/2				
							厚 さ t	-20				
						幅 w1 w2	層 積	-20				
							乱 積	-t/2				
						延 長 L1 L2	層 積	-200				1 施工箇所毎
							乱 積	-t/2				



出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 消波工	3		消波工	基準高▽	層 積	±300	幅は施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 幅、厚さは40個につき1箇所測定。		
							乱 積	±t/2			
							厚 さ t	-20			
							幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-20			
							延 長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200			
3 河川海岸編	3 海城堤防（人工リーフ、離岸堤）	3 海城堤基礎工	3		捨石工	基準高▽	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  幅は施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
							異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
							異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							法 長 ℓ	-100			
							天 端 幅 w <sub>1</sub>	-100			
							天 端 延 長 L <sub>1</sub>	-200			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4	1	7	5	1	鋼製ダム本體工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所を測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
							長 さ $\ell_1, \ell_2$	±100			
							幅 $w_1, w_3$	±50			
						袖 部	下 流 側 倒 れ ∟	±0.02H1			
							袖 高 ▽	±50			
							幅 $w_2$	±50			
下 流 側 倒 れ ∟	±0.02H2										
4	1	7	5	2	鋼製ダム本體工 (透過型)	堤 長 L (m) 格	±50	(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型			
						堤 長 $\ell$ (m) 格・B・L	±10				
						堤 幅 W (m) 格	±30				
						堤 幅 w (m) 格・A・B・L	±10				
						高 さ H (m) 格・A・B・L	±10				
4	1	7	6		鋼製側壁工	堤 高 ▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。			
						長 さ L	±100				
						幅 $w_1, w_2$	±50				
						下 流 側 倒 れ ∟	±0.02H				
						高 さ h	h < 3 m h ≥ 3 m				-50 -100
4	2	4	8		魚道工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3箇所ヶ所。			
						幅 w	-30				
						高 さ $h_1, h_2$	-30				
						厚 さ $t_1, t_2$	-20				
						延 長 L	-200				

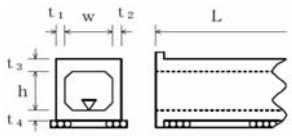
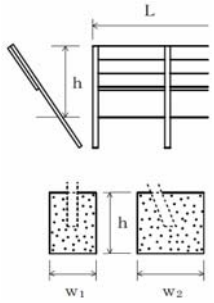
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	3	5	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3箇所ヶ所。（なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）		
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-50			
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
						深 さ h <sub>3</sub>	-30			
						延 長 L	-200			
4	3	6	4		集排水ボーリング工	削孔深さℓ	設計値以上	全数	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向θ	±2.5度			
4	3	6	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						編心量 d	150			
						長さ L	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
4	3	8	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。 D：杭径		
						編心量 d	D/4以内 かつ100以内			

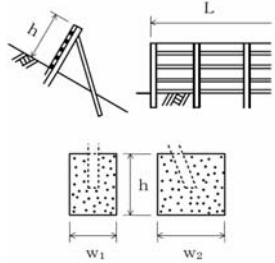
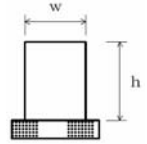
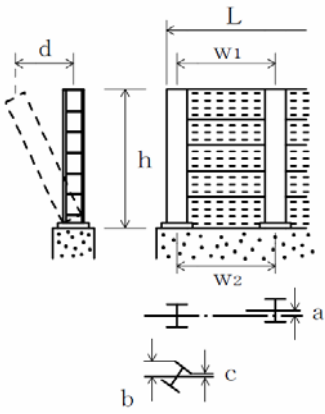
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
6 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
6 道路編	1 道路改良	7 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。				
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20					
						幅（内法） $w$	-30					
						高さ $h$	$\pm 30$					
						延長 $L$	$L < 20\text{m}$					-50
							$L \geq 20\text{m}$					-100
6 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅 $w$	-200	1 施工箇所毎				
						延長 $L$	-200					
6 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ $h$	$\pm 30$	施工延長 4.0 m（測点間隔 2.5 m の場合は 5.0 m）につき 1 箇所ヶ所、かつ 1 施工箇所につき最低 3 箇所ヶ所。				
						延長 $L$	-200	1 施工箇所毎				
						基礎	幅 $w_1, w_2$	-30			基礎 1 基毎	
							高さ $h$	-30				

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。			
						延 長 L	-200				1施工箇所毎
						基礎	幅 $w_1, w_2$	-30			基礎1基毎
							高 さ h	-30			
						アンカー長 $\ell$	打 込 み $\ell$	-10%			全数
埋 込 み $\ell$	-5%										
6 道路編	1 道路改良	10 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。			
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200				1施工箇所毎
6 道路編	1 道路改良	10 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 $w_1, w_2$	±15	施工延長5スパンにつき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。		
							ず れ a	10			
							ねじれ b - c	5			
							倒 れ d	$h \times 0.5\%$			
						高 さ h	+30, -20	1施工箇所毎			
						延 長 L	-200				

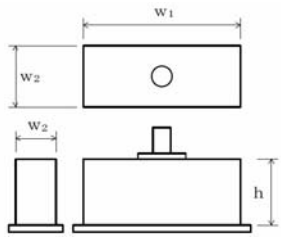
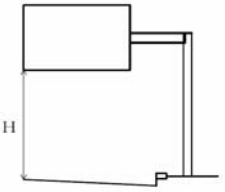
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
6 道路編	2 舗装	3 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は延長40m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所測定。 ※両端部2点で測定する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						厚 さ	t < 15cm	-30				-10
							t ≥ 15cm	-45				-15
						幅	-100	—				
6 道路編	2 舗装	3 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	基準高▽	±20	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3ヶ所測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚 さ	-9	-3				
						幅	-25	—				

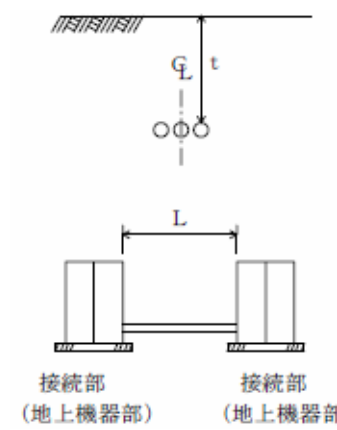
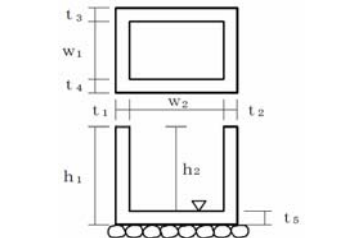
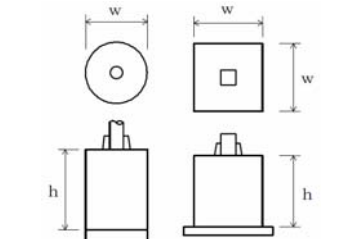
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 道 路 編	2 舗 装 工	4 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所			
						延 長 L	-200				1箇所/1施工箇所
6 道 路 編	2 舗 装	6 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	$\pm 20$	1箇所/1踏掛版			
						各 部 の 厚 さ	$\pm 20$	1箇所/1踏掛版			
						各 部 の 長 さ	$\pm 30$	1箇所/1踏掛版			
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	$\pm 20$	全数			
						厚 さ	—				
						(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	$\pm 20$			全数
							ア ン カ ー 長	$\pm 20$			全数
6 道 路 編	2 舗 装	8 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 $w_1, w_2$	-30	基礎1基毎			
						高 さ h	-30				
6 道 路 編	2 舗 装	8 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設 置 高 さ H	設計値以上	1箇所/1基			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

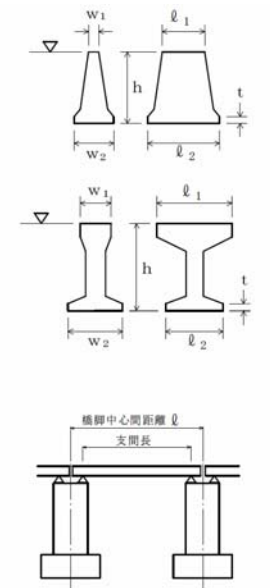
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	2 舗装	11 道路付 属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部間毎に1箇所		
						延 長 L	-200	接続部間毎で全数		
6 道路編	2 舗装工	11 道路付 属施設工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1箇所毎 ※印は、現場打ちの場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
6 道路編	2 舗装	11 道路付 属施設工	6		照明工 (照明灯基礎工)	幅 w	-30	1箇所/1施工箇所		
						高 さ h	-30			



出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋 支承便覧」による。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 $l_1$	-50			
						敷 長 $l_2$	-50			
						橋脚中心間距離 $Q$	$\pm 30$			
						支間長及び 中心線の変位	$\pm 50$			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高			
平 面 位 置	$\pm 20$									
ア ン カ ー ボ ルト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下									

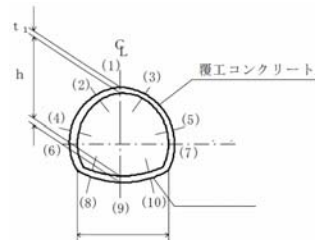
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。			
						橋脚中心間距離ℓ	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50				
6 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。			
						橋脚中心間距離ℓ	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50				
6 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合			
6 道路編	4 鋼橋上部工	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
6 道路編	5 コンクリート橋上部	5 プレベーム桁製作工	2		プレベーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ：スパン長			
						高さ h	+10 -5				
						桁長 ℓ スパン長	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…±(ℓ-5) かつ-30mm以内				
						横方向最大タワミ	0.8ℓ				
6 道路編	6 トンネル(NATM)	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。ただし、1施工箇所につき最低3箇所。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（構造編）にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長40mにつき、かつ1施工箇所につき最低3箇所を断面全本数検測。		
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面から 10cm以内			
6 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所ヶ所、かつ1施工箇所につき最低3箇所ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1箇所ヶ所、(2)～(3)は100mに1箇所ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり3箇所ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩 又は 吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		
						幅 w（全幅）	-50			
						高さ h（内法）	-50			
						厚 さ t1 , t2	設定値以上			
						延 長 L	—			

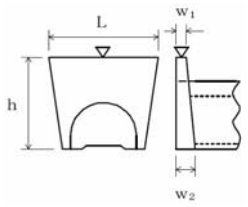
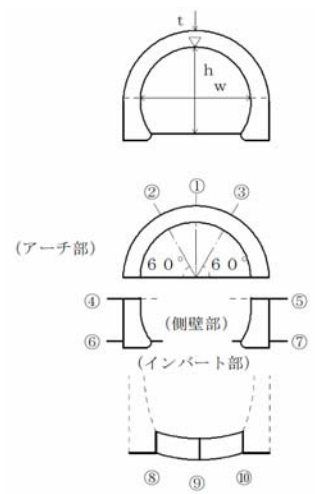
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m（測点間隔2.5mの場合 は50m）につき1箇所、かつ 1施工箇所につき最低3箇所		
						厚 さ t	-30			
6 道路編	6 トンネル (NATM)	6 イン バート工	4		インバート本体工	幅 w（全幅）	-50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40 mにつき1箇所、かつ1施 工箇所につき最低3箇所  (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間 を1打設長の終点を図に示す各 点で測定。中間部はコンクリ ート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コン クリートについて1打設長の端 面(施工継手の位置)において、 図に示す各点の巻厚測定を行 う。		
						厚 さ t1 , t2	設定値以上			
						延 長 L	—			

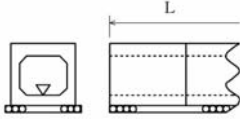
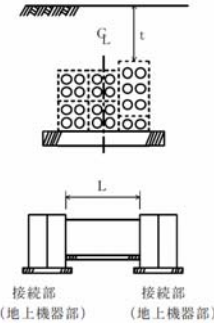
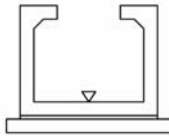
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 道路編	6 トンネル (NATM)	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。			
						幅 w 1 , w 2	-30				
						高さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延 長 L	-200				
6 道路編	6 トンネル (NATM)	8 坑門工	5		明り巻工	基準高▽（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長 40mにつき1箇所、かつ1施工 箇所につき最低3箇所を測定。 なお、厚さについては 図に示す各点① ～⑩において、厚さの測定を行う。			
						幅 w（全幅）	-50				
						高さ h（内法）	-50				
						厚 さ t	-20				
						延 長 L	—				

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	12 共同溝	6 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 ただし、基準高の適用は据付後の段階審査時のみ適用する。  延長：1施工箇所毎		
						延長 L	-200			
6 道路編	13 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	埋設深	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。  接続部（地上機器部）間毎に全数。 【管路でセンターで測定】		
						延長 L	-200			
6 道路編	13 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基準高▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		

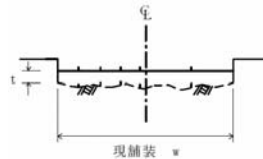
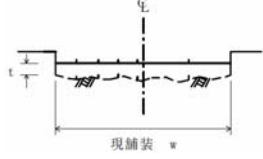
出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 道路編	13 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			

出来形管理基準及び規格値（一般土木）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
6	15	4	5		切削オーバーレイ工	厚 さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。なお、施工延長が10.40m以下の場合は、3箇所/施工箇所とする。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	 <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>		
						幅 w	-25					
						延 長 L	-100					
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
6	15	4	7		路上再生工	路盤工	厚 さ t	-30		幅は延長80m毎に1箇所、かつ1施工箇所につき最低3箇所 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		
							幅 w	-50				
							延 長 L	-100				



# 写真管理基準 ~~(案)~~

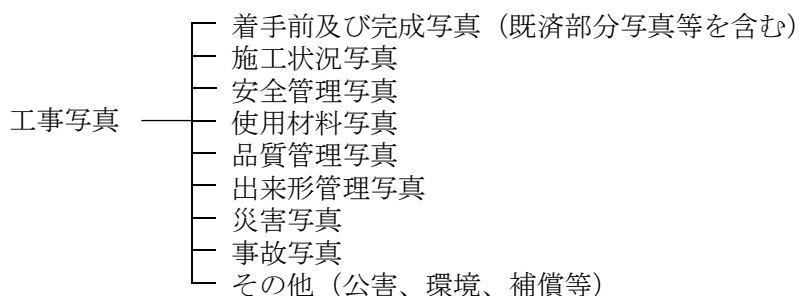
## 1. 総 則

### 1-1 適用範囲

この写真管理基準は、建設工事施工管理基準7の(1)に定める建設工事の工事写真による管理(撮影～提出)に適用する。

### 1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



## 2. 撮 影

### 2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

### 2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工 事 名
- ② 工 種 等
- ③ 測点(位置)
- ④ 設 計 寸 法
- ⑤ 実 測 寸 法
- ⑥ 略 図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

### 2-3 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督職員（または、現場技術員等）が臨場して段階確認した場合の状況写真は、省略するものとする。

### 2-4 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

### 2-5 写真の仕様

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) デジタルカメラを使用して撮影する場合、有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする。  
(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)
- (3) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、以下の場合には別の大きさとすることができる。
  - ① 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真（つなぎ写真可）とすることができる。
  - ② 監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。

### 2-6 留意事項

写真管理基準~~(案)~~の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を工事写真帳に添付する。
- (5) 写真管理基準~~(案)~~の撮影箇所一覧表に記載のない工種については、類似工種を準用するものとする。

### 3. 整理提出

工事写真として、工事写真帳及び撮影写真の原本（デジタルカメラで撮影した場合に適用。）を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。

- (1) フィルムカメラで撮影した工事写真帳は、写真管理基準~~(案)~~の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。
- (2) デジタルカメラで撮影した工事写真帳は、写真管理基準~~(案)~~の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。
- (3) 撮影写真の原本は、撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。  
~~（デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「提出頻度」に該当する写真をいう）~~

### 4. その他

写真管理基準~~(案)~~撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すもので、監督職員の承諾した箇所をいう。
- (2) 適宜提出とは、監督職員が指示した箇所を提出することをいう。
- (3) ○○m又は1施工箇所に1回とは、○○mに満たない現場でも最低1回という意味である。
- (4) 不要とは、原本を提出する場合に限り、工事写真帳として添付整理し提出する必要がないことをいう。

撮影箇所一覧表 目次

区 分	工 種	摘 要	頁
着工前・完成	着手前		写- 1
	完成		写- 1
施工状況写真	工事施工中		写- 1
	仮設（指定仮設）		写- 1
	図面との不一致		写- 1
安全管理	安全管理		写- 1
使用材料	使用材料		写- 1
品質管理写真		品質管理写真撮影箇所一覧表に記載	写- 1
出来形管理写真		出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載	写- 1
災害	被災状況		写- 1
事故	事故報告		写- 1
その他補償関係外	補償関係		写- 1
	環境対策 イメージアップ等		写- 1

品質管理写真撮影箇所一覧表 目次

番号	工 種	摘 要	頁
1①	セメント・コンクリート		写- 2
2②	ガス圧接		
3③	既製杭工		
4④	下層路盤		
5⑤	<del>粒度調整路盤工、再生粒度調整路盤工</del> 上層路盤		
6⑥	アスファルト安定処理路盤		
7⑦	セメント安定処理路盤（施工）		
8⑧	アスファルト舗装（プラント）		
	アスファルト舗装（舗設現場）		
9⑨	転圧コンクリート（施工）		写- 3
10⑩	グースアスファルト舗装（プラント）（舗設現場）		
11⑪	路床安定処理工		
12⑫	表層安定処理工（表層混合処理）		
13⑬	固結工		
14⑭	アンカー工		
15⑮	補強土壁工		
16⑯	吹付工（施工）		
17⑰	現場吹付法枠工		
18⑱、19	<del>河川海岸土工（施工）</del> 河川土工・海岸土工（施工）		写- 4
19⑳	砂防土工		
20㉑	道路土工（施工）		
21㉒	捨石工		
22㉓	コンクリートダム（材料）		
	コンクリートダム（施工）		写- 4、5
23㉔	覆工コンクリート（NATM施工）		写- 5
24㉕	吹付けコンクリート（施工）		
25㉖	ロックボルト（NATM）		
26㉗	路上再生路盤工（材料）		
	路上再生路盤工（施工）		
27㉘	路上表層再生工（材料）		
	路上表層再生工（施工）		
28㉙	排水性舗装工（プラント）		
	<del>排水性舗装工（施工）</del> （舗設現場）		
29	簡易舗装工		
30㉚	プラント再生舗装工（プラント）		
	プラント再生舗装工（現場舗設）		
32	工場製作工		写- 6
31㉛	ガス切断・切削工		
32㉜	溶接工		

# 出来形管理写真撮影箇所一覧表 目次

## 【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
<b>第3章 一般施工</b>					
<b>第3節 共通の工種</b>					
第3節 共通の工種	3-3-4 矢板工	鋼矢板		写- 7	
		軽量鋼矢板		写- 7	
		コンクリート矢板		写- 7	
		広幅鋼矢板		写- 7	
		可とう鋼矢板		写- 7	
	3-3-5 法枠工	現場打法枠工		写- 7	
		現場吹付法枠工		写- 7	
		プレキャスト法枠工		写- 7	
	3-3-6 吹付工	コンクリート		写- 7	
	3-3-7 植生工	モルタル		写- 7	
		種子吹付工	種子散布工		写- 7
		張芝工		写- 7	
		筋芝工		写- 7	
		市松芝工		写- 7	
		植生ネット、シート		写- 7	
		工、植生マット工		写- 7	
		種子帯工	植生筋工		写- 7
		人工張芝工		写- 7	
		植生穴工		写- 7	
	厚層植生基材吹付工		写- 7		
	客土吹付工		写- 7		
	3-3-8 縁石工	縁石・アスカーブ		写- 7	
	3-3-9 小型標識工			写- 7	
	3-3-10 防止柵工	立入防止柵		写- 8	
		転落（横断）防止柵		写- 8	
		車止めポスト		写- 8	
	3-3-11 路側防護柵工	ガードレール		写- 8	
ガードケーブル			写- 8		
3-3-12 区画線工			写- 8		
3-3-13 道路付属物工	視線誘導標		写- 8		
	距離標		写- 8		
3-3-14 桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		写- 8		
	仮組立検査を実施しない場合		写- 8		
	鋼製ダム製作工（仮組立時）		写- 8		
3-3-15 工場塗装工			写- 8		
3-3-16 コンクリート面塗装工			写- 8		
<b>第4節 基礎工</b>					
第4節 基礎工	3-4-1 一般事項	切込砂利		写- 9	
		砕石基礎工		写- 9	
		割ぐり石基礎工		写- 9	
		均しコンクリート		写- 9	
	3-4-3 基礎工（護岸）	現場打		写- 9	
		プレキャスト		写- 9	
	3-4-4 既製杭工	既製コンクリート杭		写- 9	
		鋼管杭		写- 9	
	3-4-5 場所打杭工	H鋼杭		写- 9	
				写- 9	
	3-4-6 深礎工			写- 9	
	3-4-7 オープンケーソン基礎工			写- 9	
	3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工			写- 9	
3-4-9 鋼管矢板基礎工			写- 10		
<b>第5節 石・ブロック積（張）工</b>					
第5節 石・ブロック積（張）工	3-5-3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		写- 10	
		コンクリートブロック張り		写- 10	
		連節ブロック張り		写- 10	
		天端保護ブロック		写- 10	
3-5-4 緑化ブロック工			写- 10		
3-5-5 石積（張）工			写- 10		
<b>第6節 一般舗装工</b>					
第6節 一般舗装工	3-6-5 アスファルト舗装工	下層路盤工		写- 11	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		写- 11	
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		写- 11	
		加熱アスファルト安定処理工		写- 11	
	3-6-5 アスファルト舗装工	基層工		写- 11	
		表層工		写- 11	
3-6-6 コンクリート舗装工	下層路盤工		写- 11		
	粒度調整路盤工		写- 11		

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-6-6 コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工		写- 11
		アスファルト中間層		写- 12
		コンクリート舗装版工		写- 12
		転圧コンクリート版工(下層路盤工)		写- 12
		転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)		写- 12
		転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)		写- 12
		転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)		写- 12
		転圧コンクリート版工		写- 12
	3-6-7 薄層カラー舗装工	下層路盤工		写- 12
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		写- 13
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		写- 13
		加熱アスファルト安定処理工		写- 13
		基層工		写- 13
	3-6-8 ブロック舗装工	下層路盤工		写- 13
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		写- 13
上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)			写- 13	
加熱アスファルト安定処理工			写- 13	
基層工			写- 14	
第7節 地盤改良工	3-7-2 路床安定処理工			写- 14
	3-7-3 置換工			写- 14
	3-7-4 表層安定処理工	サンドマット	第2編3-7-6	
		サンドマット海上	サンドマット工	
	3-7-5 バルネット工			写- 14
	3-7-6 サンドマット工			写- 14
	3-7-7 バーチカルドレーン	サンドドレーン工		写- 14
		ペーパードレーン工		写- 14
		袋詰式サンドドレーン工		写- 14
3-7-8 締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		写- 14	
3-7-9 固結工	粉体噴射攪拌工		写- 14	
	高圧噴射攪拌工		写- 14	
	セメントミルクスラリー攪拌工		写- 14	
	生石灰パイル工		写- 14	
第10節 仮設工	3-10-5 土留・仮締切工	H鋼杭		写- 14
		鋼矢板		写- 14
		アンカー工		写- 14
		連節ブロック張り工		写- 14
		締切盛土		写- 15
		中詰盛土		写- 15
3-10-9 地中連続壁工(壁式)			写- 15	
3-10-10 地中連続壁工(柱列式)			写- 15	
第11節 軽量盛土工	3-11-2 軽量盛土工		第1編4-5-3 路体盛土工	
第4章 土工				
第3節 共通土工	4-3-2 掘削工			写- 15
	4-3-3 盛土工			写- 15
	4-3-4 盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		写- 15
		多数アンカー式補強土工法		写- 15
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		写- 15
4-3-5 法面整形工	盛土部		写- 15	
第4節 河川土工・海岸土工・砂防土工	4-4-6 堤防天端工			写- 15

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第5節 道路土工	4-5-3 路体盛土工			写- 15	
	4-5-4 路床盛土工			写- 15	
第5章 無筋、鉄筋コンクリート					
第7節 鉄筋	5-7-4 組立て			写- 15	
第6章 共通施工					
第1節 共通関係	6-1-1 現場塗装工			写- 16	
	6-1-2 場所打擁壁工			写- 16	
	6-1-3 プレキャスト擁壁工			写- 16	
	6-1-4 盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法 多数アンカー式補強土工法 ジオテキスタイルを用いた補強土工法		写- 16	
				写- 16	
				写- 16	
	6-1-5 井桁ブロック工			写- 16	
	第1節 共通関係	6-1-6 アンカー工			写- 16
		6-1-7 側溝工	プレキャストU型側溝		写- 16
			L型側溝		写- 16
			自由勾配側溝		写- 16
管渠				写- 16	
6-1-8 場所打水路工				写- 16	
6-1-9 集水樹工				写- 16	
6-1-10 暗渠工				写- 16	
6-1-11 刃口金物製作工				写- 16	
6-1-12 階段工				写- 16	
第2節 河川関係	6-2-1 多自然型護岸工	巨石張り		写- 16	
		巨石積み		写- 16	
	6-2-2 かごマット			写- 17	
	6-2-3 羽口工 (じゃかご)			写- 17	
	6-2-4 羽口工 (ふとんかご・かご枠)			写- 17	
	6-2-5 根固めブロック			写- 17	
	6-2-6 沈床工			写- 17	
	6-2-7 捨石工			写- 17	
	6-2-8 護岸付属物工			写- 17	
第3節 海岸関係	6-3-1 浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		写- 17	
		クラブ船		写- 17	
		バックホウ浚渫船		写- 17	
第4節 道路関係	6-4-1 プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工 プレキャストパイプ工		写- 17	
	6-4-2 落石防護柵工			写- 17	
	6-4-3 検査路製作工			写- 17	
	6-4-4 鋼製伸縮継手製作工			写- 18	
	6-4-5 落橋防止装置製作工			写- 18	
	6-4-6 鋼製排水管製作工			写- 18	
	6-4-7 プレビーム用桁製作工			写- 18	
	6-4-8 橋梁用防護柵製作工			写- 18	
	6-4-9 铸造費	金属支承工		写- 18	
		大型ゴム支承工		写- 18	
	6-4-10 アンカーフレーム製作工			写- 18	
	6-4-11 仮設材製作工			写- 18	
	6-4-12 床版・横組工			写- 18	
	6-4-13 伸縮装置工	ゴムジョイント		写- 18	
		鋼製フィンガージョイント		写- 18	
	6-4-14 地覆工			写- 19	
	6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工			写- 19	
				写- 19	
	6-4-16 検査路工			写- 19	
6-4-17 支承工	鋼製支承		写- 19		
	ゴム支承		写- 19		
6-4-18 架設工(鋼製)	クレーン架設		写- 19		
	ケーブルクレーン架設		写- 19		
	ケーブルエレクション架設		写- 19		
	架設桁架設		写- 19		
	送出し架設		写- 19		
	トラクタークレーン架設		写- 19		
	けた橋		写- 19		
6-4-19 プレテンション桁製作工(購入工)	スラブ橋		写- 19		



章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第4節 道路関係	6-4-20ポストテンション桁製作工			写- 19	
	6-4-21プレキャストセグメント製作工（購入工）			写- 19	
	6-4-22プレキャストセグメント主桁組立工			写- 19	
	6-4-23PCホロースラブ製作工			写- 19	
	6-4-24PC箱桁製作工			写- 20	
	6-4-25PC押出し箱桁製作工			写- 20	
	6-4-26架設工（コンクリート橋）	架設工（クレーン架設）			写- 20
		架設工（架設桁架設）			写- 20
		架設支保工（固定）			写- 20
		架設支保工（移動）			写- 20
		架設桁架設（片持架設）			写- 20
		架設桁架設（押出し架設）			写- 20
	6-4-27半たわみ性舗装工	下層路盤工			写- 20
		上層路盤工（粒度調整路盤工）			写- 20
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			写- 20
		加熱アスファルト安定処理工			写- 20
		基層工			写- 20
	表層工			写- 20	
	6-4-28排水性舗装工	下層路盤工			写- 21
		上層路盤工（粒度調整路盤工）			写- 21
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			写- 21
		加熱アスファルト安定処理工			写- 21
基層工				写- 21	
表層工			写- 21		
6-4-29グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工			写- 21	
	基層工			写- 21	
	表層工			写- 21	
6-4-30透水性舗装工	路盤工			写- 21	
	表層工			写- 22	
6-4-31路面切削工				写- 22	
6-4-32舗装打換え工				写- 22	
6-4-33オーバーレイ工				写- 22	
6-4-34落橋防止装置工				写- 22	

【第2編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸					
第3節 護岸基礎工	1-3-3基礎工		第1編3-4-3基礎工（護岸）		
	1-3-4矢板工		第1編3-3-4矢板工		
第4節 矢板護岸工	1-4-3笠コクリート工		第1編3-4-3基礎工（護岸）		
	1-4-4矢板工		第1編3-3-4矢板工		
第5節 法覆護岸工	1-5-3コンクリートブロック工		第1編3-5-3コンクリートブロック工		
	1-5-4護岸付属物工		第1編6-2-8護岸付属物工		
	1-5-5緑化ブロック工		第1編3-5-4緑化ブロック工		
	1-5-6環境護岸ブロック工		第1編3-5-3コンクリートブロック工		
	1-5-7石積（張）工		第1編3-5-5石積（張）工		
	1-5-8法枠工		第1編3-3-5法枠工		
	1-5-9多自然型護岸工	巨石張り		第1編6-2-1多自然型護岸工 巨石張り・巨石積み	
		巨石積み		第1編6-2-2かごマット	
		かごマット		第1編6-2-3羽口工（じゃかご）	
	1-5-10吹付工		第1編3-3-6吹付工		
	1-5-11植生工		第1編3-3-7植生工		
	1-5-12覆土工		第1編4-3-5法面整形工		
	1-5-13羽口工	じゃかご		第1編6-2-3羽口工（じゃかご）	
ふとんかご			第1編6-2-4羽口工（ふとんかご・かご枠）		
かご枠			第1編6-2-4羽口工（ふとんかご・かご枠）		
連節ブロック張り			第1編3-5-3連節コンクリートブロック工		

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第6節 擁壁護岸工	1-6-3 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工		
	1-6-4 プレキャスト擁壁工		第1編6-1-3 プレキャスト擁壁工		
第7節 根固め工	1-7-3 根固めブロック工		第1編6-2-5 根固めブロック		
	1-7-5 沈床工		第1編6-2-6 沈床工		
	1-7-6 捨石工		第1編6-2-7 捨石工		
	1-7-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第1編6-2-3 羽口工 (じゃかご) 第1編6-2-4 羽口工 (ふとんかご・かご枠)		
第8節 水制工	1-8-3 沈床工		第1編6-2-6 沈床工		
	1-8-4 捨石工		第1編6-2-7 捨石工		
	1-8-5 かご工	じゃかご ふとんかご	第1編6-2-3 羽口工 (じゃかご) 第1編6-2-4 羽口工 (ふとんかご・かご枠)		
	1-8-8 杭出し水制工			写- 23	
第9節 付帯道路工	1-9-3 路側防護柵工		第1編3-3-11 路側防護柵工		
	1-9-5 アスファルト舗装工		第1編3-6-5 アスファルト舗装工		
	1-9-6 コンクリート舗装工		第1編3-6-6 コンクリート舗装工		
第9節 付帯道路工	1-9-7 薄層カラー舗装工		第1編3-6-7 薄層カラー舗装工		
	1-9-8 ブロック舗装工		第1編3-6-8 ブロック舗装工		
	1-9-9 側溝工		第1編6-1-7 側溝工		
	1-9-10 集水樹工		第1編6-1-9 集水樹工		
	1-9-11 縁石工		第1編3-3-8 縁石工		
	1-9-12 区画線工		第1編3-3-12 区画線工		
第10節 付帯道路施設工	1-10-3 道路付属物工		第1編3-3-13 道路付属物工		
	1-10-4 標識工		第1編3-3-9 小型標識工		
第11節 光ケーブル配管工	1-11-3 配管工			写- 23	
	1-11-4 ハンドホール工			写- 23	
<b>第2章 浚渫(川)</b>					
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2-2-2 浚渫船運転工(民船・官船)		第1編6-3-1 浚渫船運転工		
第3節 浚渫工(グラブ船)	2-3-2 浚渫船運転工		第1編6-3-1-2 浚渫船運転工		
第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2-4-2 浚渫船運転工		第1編6-3-1-2 浚渫船運転工		
<b>第3章 樋門・樋管</b>					
第3節 樋門・樋管本体工	3-3-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工		
	3-3-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工		
	3-3-5 矢板工		第1編3-3-4 矢板工		
	3-3-6 函渠工	本體工 ヒューム管 PC管 コルゲートパイプ ダクタイル鋳鉄管 PC函渠		第1編6-4-1 プレキャストカルバート工	写- 23 写- 23 写- 23 写- 23 写- 23
	3-3-7 翼壁工			写- 23	
	3-3-8 水叩工			写- 23	
	3-4-3 根固めブロック工		第1編6-2-5 根固めブロック		
	3-4-5 沈床工		第1編6-2-6 沈床工		
第4節 護床工	3-4-5 沈床工		第1編6-2-6 沈床工		
	3-4-6 捨石工		第1編6-2-7 捨石工		
	3-4-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第1編6-2-3 羽口工 (じゃかご) 第1編6-2-4 羽口工 (ふとんかご・かご枠)		
	3-5-3 側溝工		第1編6-1-8 場所打水路工		
第5節 水路工	3-5-4 集水樹工		第1編6-1-9 集水樹工		
	3-5-5 暗渠工		第1編6-1-10 暗渠工		
	3-5-6 樋門接続暗渠工		第1編6-4-1 プレキャストカルバート工		
	3-6-3 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工		
第6節 付属物設置工	3-6-3 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工		
	3-6-7 階段工		第1編6-1-12 階段工		
<b>第4章 水門</b>					
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第1編3-3-14 桁製作工		
	4-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第1編6-4-4 鋼製伸縮継手工		
	4-3-5 落橋防止装置製作工		第1編6-4-5 落橋防止装置製作工		
	4-3-6 鋼製排水管製作工		第1編6-4-6 鋼製排水管製作工		
	4-3-7 橋梁用防護柵製作工		第1編6-4-8 橋梁用防護柵製作工		
	4-3-8 鑄造費		第1編6-4-9 鑄造費		
	4-3-9 仮設材製作工		第1編6-4-11 仮設材製作工		
	4-3-10 工場塗装工		第1編3-3-15 工場塗装工		

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第4節 水門本体工	4-4-4 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工		
	4-4-5 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工		
	4-4-6 矢板工		第1編3-3-4 矢板工		
	4-4-7 床版工			写- 23	
	4-4-8 堰柱工			写- 23	
	4-4-9 門柱工			写- 23	
	4-4-10 ゲート操作台工			写- 23	
	4-4-11 胸壁工			写- 23	
	4-4-12 翼壁工		第2編3-3-7 翼壁工		
	4-4-13 水叩工		第2編3-3-8 水叩工		
第5節 護床工	4-5-3 根固めブロック工		第1編6-2-5 根固めブロック工		
	4-5-5 沈床工		第1編6-2-6 沈床工		
	4-5-6 捨石工		第1編6-2-7 捨石工		
	1-8-5 かご工	じゃかご ふとんかご	第1編6-2-3 羽口工 (じゃかご) 第1編6-2-4 羽口工 (ふとんかご・かご枠)		
第6節 付属物設置工	4-6-3 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工		
	4-6-8 階段工		第1編6-1-11 階段工		
第7節 鋼管理橋上部工	4-7-4 架設工 (クレーン架設)		第1編6-4-18 架設工 (鋼製橋)		
	4-7-5 架設工 (ケーブルクレーン架設)		第1編6-4-18 架設工 (鋼製橋)		
	4-7-6 架設工 (ケーブルエレクション架設)		第1編6-4-18 架設工 (鋼製橋)		
第7節 鋼管理橋上部工	4-7-7 架設工 (架設桁架設)		第1編6-4-18 架設工 (鋼製橋)		
	4-7-8 架設工 (送出し架設)		第1編6-4-18 架設工 (鋼製橋)		
	4-7-9 架設工 (トラバークレーン架設)		第1編6-4-18 架設工 (鋼製橋)		
	4-7-10 支承工		第1編6-4-17 支承工		
	4-7-11 現場継手工		第6編3-6-11 現場継手工		
第8節 橋梁現場塗装工	4-8-2 現場塗装工		第1編6-1-1 現場塗装工		
第9節 床版工	4-9-2 床版工		第1編6-4-12 床版・横組工		
第10節 橋梁付属物工	4-10-2 伸縮装置工		第1編6-4-13 伸縮装置工		
	4-10-4 地覆工		第1編6-4-14 地覆工		
	4-10-5 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
	4-10-6 橋梁用高欄工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
	4-10-7 検査路工		第1編6-4-16 検査路工		
	第12節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	4-12-2 プレテンション桁製作工 (購入工)		第1編6-4-19 プレテンション桁製作工 (購入工)	
		4-12-3 ポストテンション桁製作工		第1編6-4-20 ポストテンション桁製作工	
4-12-4 プレキャストセグメント製作工 (購入工)			第1編6-4-21 プレキャストセグメント製作工 (購入工)		
4-12-5 プレキャストセグメント主桁組立工			第1編6-4-22 プレキャストセグメント主桁組立工		
4-12-6 支承工			第1編6-4-17 支承工		
4-12-7 架設工 (クレーン架設)			第1編6-4-26 架設工 (コンクリート橋)		
4-12-8 架設工 (架設桁架設)			第1編6-4-26 架設工 (コンクリート橋)		
4-12-9 床版・横組工			第1編6-4-26 架設工 (コンクリート橋)		
4-12-10 落橋防止装置工			第1編6-4-34 落橋防止装置工		
第13節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)		4-13-2 架設支保工 (固定)		第1編6-4-26 架設工 (コンクリート橋)	
	4-13-3 支承工		第1編6-4-17 支承工		
	4-13-4 落橋防止装置工		第1編6-4-34 落橋防止装置工		
	4-13-5 PCホロースラブ製作工		第1編6-4-23 PCホロースラブ製作工		
第14節 橋梁付属物工 (コンクリート管理橋)	4-14-2 伸縮装置工		第1編6-4-13 伸縮装置工		
	4-14-4 地覆工		第1編6-4-14 地覆工		
	4-14-5 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
	4-14-6 橋梁用高欄工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
	4-14-7 検査路工		第1編6-4-16 検査路工		

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第16節 舗装工	4-16-5 アスファルト舗装工		第1編3-6-5 アスファルト舗装工		
	4-16-6 半たわみ性舗装工		第1編6-4-27 半たわみ性舗装工		
	4-16-7 排水性舗装工		第1編6-4-28 排水性舗装工		
	4-16-8 透水性舗装工		第1編6-4-30 透水性舗装工		
	4-16-9 グースアスファルト舗装工		第1編6-4-29 グースアスファルト舗装工		
	4-16-10 コンクリート舗装工		第1編3-6-6 コンクリート舗装工		
	4-16-11 薄層カラー舗装工		第1編3-6-7 薄層カラー舗装工		
	4-16-12 ブロック舗装工		第1編3-6-8 ブロック舗装工		
<b>第5章 堰</b>					
第3節 工場製作工	5-3-3 刃口金物製作工		第1編6-1-10 刃口金物製作工		
	5-3-4 桁製作工		第1編3-3-14 桁製作工		
	5-3-5 検査路製作工		第1編6-4-3 検査路製作工		
	5-3-6 鋼製伸縮継手製作工		第1編6-4-4 鋼製伸縮継手製作工		
	5-3-7 落橋防止装置製作工		第1編6-4-5 落橋防止装置製作工		
	5-3-8 鋼製排水管製作工		第1編6-4-6 鋼製排水管製作工		
	5-3-9 プレベーム用桁製作工		第1編6-4-7 プレベーム用桁製作工		
	5-3-10 橋梁用防護柵製作工		第1編6-4-8 橋梁用防護柵製作工		
	5-3-11 鋳造費		第1編6-4-9 鋳造費		
	5-3-12 アンカーフレーム製作工		第1編6-4-10 アンカーフレーム製作工		
	5-3-13 仮設材製作工		第1編6-4-11 仮設材製作工		
	5-3-14 工場塗装工		第1編3-3-15 工場塗装工		
	第4節 可動堰本体工	5-4-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
		5-4-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
5-4-5 オープンケツ基礎工			第1編3-4-7 オープンケツ基礎工		
5-4-6 ニューマチックケーソン基礎工			第1編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工		
5-4-7 矢板工			第1編3-3-4 矢板工		
5-4-8 床版工			第2編4-4-7 床版工		
5-4-9 堰柱工			第2編4-4-8 堰柱工		
5-4-10 門柱工			第2編4-4-9 門柱工		
5-4-11 ゲート操作台工			第2編4-4-10 ゲート操作台工		
5-4-12 水叩工			第2編3-3-8 水叩工		
5-4-13 閘門工				写- 23	
5-4-14 土砂吐工				写- 23	
5-4-15 取付擁壁工			第1編6-1-2 場所打擁壁工		
第5節 固定堰本体工		5-5-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
		5-5-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
	5-5-5 オープンケツ基礎工		第1編3-4-7 オープンケツ基礎工		
	5-5-6 ニューマチックケーソン基礎工		第1編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工		
	5-5-7 矢板工		第1編3-3-4 矢板工		
	5-5-8 堰本体工			写- 23	
	5-5-9 水叩工			写- 23	
	5-5-10 土砂吐工			写- 23	
	5-5-11 取付擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工		
	第6節 魚道工	5-6-3 魚道本体工			写- 23
	第7節 管理橋下部工	5-7-2 管理橋橋台工			写- 23
第8節 鋼管理橋上部工	5-8-4 架設工(クレーン架設)		第1編6-4-18 架設工(鋼製橋)		
	5-8-5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第1編6-4-18 架設工(鋼製橋)		
	5-8-6 架設工(ケーブルエレクション架設)		第1編6-4-18 架設工(鋼製橋)		
	5-8-7 架設工(架設桁架設)		第1編6-4-18 架設工(鋼製橋)		
	5-8-8 架設工(送出し架設)		第1編6-4-18 架設工(鋼製橋)		
	5-8-9 架設工(トラベラークレーン架設)		第1編6-4-18 架設工(鋼製橋)		
	5-8-10 支承工		第1編6-4-17 支承工		
	5-8-11 現場継手工		第6編3-6-11 現場継手工		

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第9節 橋梁現場塗装工	5-9-2 現場塗装工		第1編6-1-1 現場塗装工	
第10節 床版工	5-10-2 床版工		第1編6-4-12 床版・横組工	
第11節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	5-11-2 伸縮装置工		第1編6-4-13 伸縮装置工	
	5-11-4 地覆工		第1編6-4-14 地覆工	
	5-11-5 橋梁用防護柵工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	5-11-6 橋梁用高欄工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
第13節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	5-11-7 検査路工		第1編6-4-16 検査路工	
	5-13-2 プレテンション桁製作工（購入工）		第1編6-4-19 プレテンション桁製作工（購入工）	
	5-13-3 ポストテンション桁製作工		第1編6-4-20 ポストテンション桁製作工	
	5-13-4 プレキャストセグメント製作工（購入工）		第1編6-4-21 プレキャストセグメント製作工（購入工）	
第13節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	5-13-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第1編6-4-22 プレキャストセグメント主桁組立工	
	5-13-6 支承工		第1編6-4-17 支承工	
	5-13-7 架設工（クレーン架設）		第1編6-4-26 架設工（コンクリート橋）	
	5-13-8 架設工（架設桁架設）		第1編6-4-26 架設工（コンクリート橋）	
	5-13-9 床版・横組工		第1編6-4-12 床版・横組工	
	5-13-10 落橋防止装置工		第1編6-4-34 落橋防止装置工	
第14節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	5-14-2 架設支保工（固定）		第1編6-4-26 架設工（コンクリート橋）	
	5-14-3 支承工		第1編6-4-17 支承工	
	5-14-4 落橋防止装置工		第1編6-4-34 落橋防止装置工	
第15節 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）	5-14-5 PCホロースラブ製作工		第1編6-4-23 PCホロースラブ製作工	
	5-15-2 架設支保工（固定）		第1編6-4-26 架設工（コンクリート橋）	
	5-15-3 支承工		第1編6-4-17 支承工	
	5-15-4 PC箱桁製作工		第1編6-4-24 PC箱桁製作工	
第16節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	5-15-5 落橋防止装置工		第1編6-4-34 落橋防止装置工	
	5-16-2 伸縮装置工		第1編6-4-13 伸縮装置工	
	5-16-4 地覆工		第1編6-4-14 地覆工	
	5-16-5 橋梁用防護柵工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
第18節 付属物設置工	5-16-6 橋梁用高欄工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	5-16-7 検査路工		第1編6-4-16 検査路工	
	5-18-3 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工	
第6章 排水機場	5-18-7 階段工		第1編6-1-11 階段工	
第3節 機場本体内工	6-3-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
第4節 沈砂池工	6-3-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
	6-3-5 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
	6-3-6 本体内工			写- 24
	6-3-7 燃料貯油槽工			写- 24
	6-4-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
	6-4-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
	6-4-5 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
6-4-6 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工		
第5節 吐出水槽工	6-4-7 コンクリート床版工			写- 24
	6-4-8 ブロック床版工		第1編6-2-5 根固めブロック	
	6-4-9 場所打水路工		第1編6-1-7 8 場所打水路工	
	6-5-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
第7章 床止め・床固め	6-5-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
	6-5-5 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
	6-5-6 本体内工		第2編6-3-6 本体内工	
	7-3-4 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
第3節 床止め工	7-3-5 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
	7-3-6 本体内工	床固め本体内工 植石張り	第1編3-5-5 石積（張）工	写- 24
		根固めブロック	第1編6-2-5 根固めブロック	
	7-3-7 取付擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第4節 床固め工	7-3-8 水叩工	巨石張り	第1編6-2-1 多自然型護岸工 巨石張り・巨石積み	写- 24
		根固めブロック	第1編6-2-5 根固めブロック	
	7-4-4 本堤工		第2編7-3-6 本体工	
	7-4-5 垂直壁工		第2編7-3-6 本体工	
	7-4-6 側壁工			写- 24
第5節 山留擁壁工	7-4-7 水叩工		第2編7-3-8 水叩工	
	7-5-3 コンクリート擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工	
	7-5-4 ブロック積擁壁工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工	
	7-5-5 石積み擁壁工		第1編3-5-5 石積(張)工	
	7-5-6 山留擁壁基礎工		第1編3-4-3 基礎工(護岸)	
<b>第8章 河川維持</b>				
第7節 路面補修工	8-7-3 不陸整正工		第1編4-4-6 堤防天端工	
	8-7-4 コンクリート舗装補修工		第1編3-6-6 コンクリート舗装工	
	8-7-5 アスファルト舗装補修工		第1編3-6-5 アスファルト舗装工	
	8-8-2 付属物復旧工		第1編3-3-11 路側防護柵工	
第9節 付属物設置工	8-9-3 防護柵工		第1編3-3-10 防止柵工	
	8-9-5 付属物設置工		第1編3-3-13 道路付属物工	
第10節 光ケーブル配管工	8-10-3 配管工		第2編1-11-3 配管工	
	8-10-4 ハンドホール工		第2編1-11-4 ハンドホール工	
第12節 植栽維持工	8-12-3 樹木・芝生管理工		第1編3-3-7 植生工	
<b>第9章 河川修繕</b>				
第3節 腹付工	9-3-2 覆土工		第1編4-3-5 法面整形工	
	9-3-3 植生工		第1編3-3-7 植生工	
第4節 側帯工	9-4-2 縁切工	じゃかご工	第1編6-2-3 羽口工(じゃかご)	
		連節ブロック張り	第1編3-5-3 コンクリートブロック工	
		コンクリートブロック張り	第1編3-5-3 コンクリートブロック工	
	石張工	第1編3-5-5 石積(張)工		
	9-4-3 植生工		第1編3-3-7 植生工	
第5節 堤脚保護工	9-5-3 石積工		第1編3-5-5 石積(張)工	
	9-5-4 コンクリートブロック工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工	
	9-6-2 防護柵工		第1編3-3-10 防止柵工	
第6節 管理用通路工	9-6-4 路面切削工		第1編6-4-31 路面切削工	
	9-6-5 舗装打換え工		第1編6-4-32 舗装打換え工	
	9-6-6 オーバーレイ工		第1編6-4-33 オーバーレイ工	
	9-6-7 排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	第1編6-1-6 7 側溝工	
第6節 管理用通路工		集水柵工	第1編6-1-8 9 集水柵工	
	9-6-8 道路付属物工	ブロック撤去・歩車道境界ブロック	第1編3-3-8 縁石工	
第7節 現場塗装工	9-7-3 付属物塗装工		第1編6-1-1 現場塗装工	
	9-7-4 コンクリート面塗装工		第1編3-3-16 コンクリート面塗装工	

【第3編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
<b>第1章 堤防・護岸</b>				
第3節 護岸基礎工	1-3-4 捨石工		第1編6-2-7 捨石工	
	1-3-5 場所打コンクリート工			写- 25
	1-3-6 海岸コンクリートブロック工			写- 25
	1-3-7 笠コンクリート工		第1編3-4-3 基礎工(護岸)	
	1-3-8 基礎工		第1編3-4-3 基礎工(護岸)	
	1-3-9 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
第4節 護岸工	1-4-3 石積(張)工		第1編3-5-5 石積(張)工	
	1-4-4 海岸コンクリートブロック工			写- 25
	1-4-5 コンクリート被覆工			写- 25

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第5節 擁壁工	1-5-3 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工		
第6節 天端被覆工	1-6-2 コンクリート被覆工			写- 25	
第7節 波返工	1-7-3 波返工			写- 25	
第8節 裏法被覆工	1-8-2 石積(張)工		第1編3-5-5 石積(張)工		
	1-8-3 コンクリートブロック工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工		
第8節 裏法被覆工	1-8-4 コンクリート被覆工		第3編1-4-5 コンクリート被覆工		
	1-8-5 法枠工		第1編3-3-5 法枠工		
第9節 カルバート工	1-9-3 プレキャストカルバート工		第1編6-4-1 プレキャストカルバート工		
第10節 排水構造物工	1-10-3 側溝工		第1編6-1-6-7 側溝工		
	1-10-4 集水桝工		第1編6-1-8-9 集水桝工		
	1-10-5 管渠工	プレキャストパイプ		第1編6-1-9-10 暗渠工	
		プレキャストボックス		第1編6-1-9-10 暗渠工	
		コルゲートパイプ		第1編6-1-9-10 暗渠工	
	1-10-6 場所打水路工	ダクタイル鋳鉄管	第1編6-1-9-10 暗渠工		
		第1編6-1-7-8 場所打水路工			
第11節 付属物設置工	1-11-3 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工		
	1-11-6 階段工		第1編6-1-11-12 階段工		
第12節 付帯道路工	1-12-3 路側防護柵工		第1編3-3-11 路側防護柵工		
	1-12-5 アスファルト舗装工		第1編3-6-5 アスファルト舗装工		
	1-12-6 コンクリート舗装工		第1編3-6-6 コンクリート舗装工		
	1-12-7 薄層カラー舗装工		第1編3-6-7 薄層カラー舗装工		
	1-12-8 側溝工		第1編6-1-6-7 側溝工		
	1-12-9 集水桝工		第1編6-1-8-9 集水桝工		
	1-12-10 縁石工		第1編3-3-8 縁石工		
	1-12-11 区画線工		第1編3-3-12 区画線工		
第13節 付帯道路施設工	1-13-3 道路付属物工		第1編3-3-13 道路付属物工		
	1-13-4 小型標識工		第1編3-3-9 小型標識工		
<b>第2章 突堤・人工岬</b>					
第3節 突堤基礎工	2-3-4 捨石工			写- 25	
	2-3-5 吸出し防止工			写- 25	
第4節 突堤本体工	2-4-2 捨石工			写- 25	
	2-4-5 海岸コンクリートブロック工			写- 25	
	2-4-6 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工		
	2-4-7 詰杭工		第1編3-4-4 既製杭工		
	2-4-8 矢板工		第1編3-3-4 矢板工		
	2-4-9 石枠工			写- 26	
	2-4-10 場所打コンクリート工			写- 26	
	2-4-11 ケーソン工	ケーソン工製作			写- 26
		ケーソン工据付			写- 26
		突堤上部工(場所打コンクリート、海岸コンクリートブロック)			写- 26
	第4節 突堤本体工	2-4-12 セルラー工	セルラー工製作		写- 26
セルラー工据付				写- 26	
		突堤上部工(場所打コンクリート、海岸コンクリートブロック)		写- 26	
第5節 根固め工	2-5-2 捨石工			写- 26	
	2-5-3 根固めブロック工			写- 27	
第6節 消波工	2-6-2 捨石工		第3編2-5-2 捨石工		
	2-6-3 消波ブロック工			写- 27	
<b>第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤)</b>					
第3節 海域堤基礎工	3-3-3 捨石工			写- 27	
	3-3-4 吸出し防止工		第3編2-3-5 吸出し防止工		
第4節 海域堤本体工	3-4-2 捨石工		第3編2-3-4 捨石工		
	3-4-3 海岸コンクリートブロック工		第3編2-4-5 海岸コンクリートブロック工		
			第3編2-4-11 ケーソン工		
	3-4-4 ケーソン工		第3編2-4-12 セルラー工		
	3-4-5 セルラー工		第3編2-4-10 場所打コンクリート工		
	3-4-6 場所打コンクリート工				

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第4章 浚渫(海)				
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	4-2-2 浚渫船運転工		第1編6-3-1 浚渫船運転工	
第3節 浚渫工(グラブ船)	4-3-2 浚渫船運転工		第1編6-3-1 浚渫船運転工	
第5章 養浜				
第2節 砂止工	5-2-2 根固めブロック工		第3編2-5-3 根固めブロック工	

【第4編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防ダム				
第3節 工場製作工	1-3-3 鋼製ダム製作工		第1編3-3-14-3 桁製作工 (鋼製ダム製作工(仮組立時))	
	1-3-4 鋼製ダム仮設材製作工			写- 28
	1-3-5 工場塗装工		第1編3-3-15 工場塗装工	
第4節 法面工	1-4-2 植生工		第1編3-3-7 植生工	
	1-4-3 法面吹付工		第1編3-3-6 吹付工	
	1-4-4 法枠工		第1編3-3-5 法枠工	
	1-4-6 アンカー工		第1編6-1-5 6 アンカー工	
	1-4-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第1編6-2-3 羽口工 (じゃかご) 第1編6-2-4 羽口工 (ふとんかご・かご枠)	
第6節 コンクリートダム工	1-6-4 コンクリートダム本体工			写- 28
	1-6-5 コンクリート副ダム工		第4編1-6-4 コンクリートダム本体工	
	1-6-6 コンクリート側壁工			写- 28
	1-6-8 水叩工			写- 28
第7節 鋼製ダム工	1-7-5 鋼製ダム本体工	不透過型 透過型		写- 28 写- 28
	1-7-6 鋼製側壁工			写- 28
	1-7-7 コンクリート側壁工		第4編1-6-6 コンクリート側壁工	
	1-7-9 水叩工		第4編1-6-8 水叩工	
	1-7-10 現場塗装工		第1編6-1-1 現場塗装工	
第8節 護床工・根固め工	1-8-4 根固めブロック工		第1編6-2-5 根固めブロック工	
	1-8-6 沈床工		第1編6-2-6 沈床工	
	1-8-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第1編6-2-3 羽口工 (じゃかご) 第1編6-2-4 羽口工 (ふとんかご・かご枠)	
第9節 砂防ダム付属物設置工	1-9-3 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工	
第10節 付帯道路工	1-10-3 路側防護柵工		第1編3-3-11 路側防護柵工	
	1-10-5 アスファルト舗装工		第1編3-6-5 アスファルト舗装工	
	1-10-6 コンクリート舗装工		第1編3-6-6 コンクリート舗装工	
	1-10-7 薄層カラー舗装工		第1編3-6-7 薄層カラー舗装工	
	1-10-8 側溝工		第1編6-1-7 8 場所打水路工	
	1-10-9 集水柵工		第1編6-1-8 9 集水柵工	
	1-10-10 縁石工		第1編3-3-8 縁石工	
	1-10-11 区画線工		第1編3-3-12 区画線工	
第11節 付帯道路施設工	1-11-3 道路付属物工		第1編3-3-13 道路付属物工	
	1-11-4 小型標識工		第1編3-3-9 小型標識工	
第2章 流路				
第3節 流路護岸工	2-3-4 基礎工(護岸工)		第1編3-4-3 基礎工(護岸)	
	2-3-5 コンクリート擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工	
	2-3-6 ブロック積み擁壁工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工	
第3節 流路護岸工	2-3-7 石積擁壁工		第1編3-5-5 石積(張)工	
	2-3-8 護岸付属物工		第1編6-2-8 護岸付属物工	
	2-3-9 植生工		第1編3-3-7 植生工	
第4節 床固め工	2-4-4 床固め本体工		第4編1-6-4 コンクリートダム本体工	
	2-4-5 垂直壁工		第4編1-6-4 コンクリートダム本体工	
	2-4-6 側壁工		第4編1-6-6 コンクリート側壁工	
	2-4-7 水叩工		第4編1-6-8 水叩工	
	2-4-8 魚道工			写- 28



章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第5節 根固め・水制工	2-5-4 根固めブロック工		第1編6-2-5 根固めブロック	
	2-5-6 捨石工		第1編6-2-7 捨石工	
	2-5-7 かが工	じゃかご	第1編6-2-3 羽口工 (じゃかご)	
		ふとんかご・かが枠	第1編6-2-4 羽口工 (ふとんかご・かが枠)	
	かがマット	第1編6-2-2 かがマット		
第6節 流路付属物設置工	2-6-2 階段工		第1編6-1-11 階段工	
	2-6-3 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工	
<b>第3章 斜面对策</b>				
第3節 法面工	3-3-2 植生工		第1編3-3-7 植生工	
	3-3-3 吹付工		第1編3-3-6 吹付工	
	3-3-4 法枠工		第1編3-3-5 法枠工	
	3-3-5 かが工	じゃかご	第1編6-2-3 羽口工 (じゃかご)	
		ふとんかご・かが枠	第1編6-2-4 羽口工 (ふとんかご・かが枠)	
	3-3-6 アンカー工 (プレキャストコンクリート板)		第1編6-1-5.6 アンカー工	
	3-3-7 抑止アンカー工		第1編6-1-5.6 アンカー工	
第4節 擁壁工	3-4-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
	3-4-4 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工	
	3-4-5 プレキャスト擁壁工		第1編6-1-3 プレキャスト擁壁工	
	3-4-6 補強土壁工		第1編4-3-4 盛土補強工	
	3-4-7 井桁ブロック工		第1編6-1-4.5 井桁ブロック工	
	3-4-8 落石防護柵工		第1編6-4-2 落石防護柵工	
	第5節 山腹水路工	3-5-3 山腹集水路・排水路工		第1編6-1-7.8 場所打水路工
3-5-4 山腹明暗渠工				写- 29
3-5-5 山腹暗渠工			第1編6-1-9.10 暗渠工	
3-5-6 現場打水路工			第1編6-1-7.8 場所打水路工	
3-5-7 集水桝工			第1編6-1-8.9 集水桝工	
第6節 地下水排除工	3-6-4 集排水ポーリング工			写- 29
	3-6-5 集水井工			写- 29
第7節 地下水遮断工	3-7-3 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工	
	3-7-4 固結工		第1編3-7-9 固結工	
	3-7-5 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
第8節 抑止杭工	3-8-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
	3-8-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
	3-8-5 シャフト工 (深礎工)		第1編3-4-6 深礎工	
	3-8-6 合成杭工			写- 29

**【第5編 ダム編】**

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
<b>第1章 コンクリートダム</b>				
第4節 ダムコンクリート工	1-4 コンクリートダム工 (本体)			写- 30
	1-4 コンクリートダム工 (水叩)			写- 30
	1-4 コンクリートダム工 (副ダム)			写- 30
	1-4 コンクリートダム工 (導流壁)			写- 30
<b>第2章 フィルダム</b>				
第3節 盛立工	2-3-5 コアの盛立			写- 30
	2-3-6 フィルターの盛立			写- 30
	2-3-7 ロックの盛立			写- 30
	2 フィルダム (洪水吐)			写- 30
<b>第3章 基礎グラウチング</b>				
第3節 ボーリング工	3-3 ボーリング工			写- 30

**【第6編 道路編】**

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
<b>第1章 道路改良</b>				
第3節 工場製作工	1-3-2 遮音壁支柱製作工	工場塗装工	第1編3-3-15 工場塗装工	写- 31
	1-4-2 植生工		第1編3-3-7 植生工	
第4節 法面工	1-4-3 法面吹付工		第1編3-3-6 吹付工	
	1-4-4 法枠工		第1編3-3-5 法枠工	
	1-4-6 アンカー工		第1編6-1-5.6 アンカー工	
	1-4-7 かが工	じゃかご	第1編6-2-3 羽口工 (じゃかご)	
		ふとんかご・かが枠	第1編6-2-4 羽口工 (ふとんかご・かが枠)	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第5節 擁壁工	1-5-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工		
	1-5-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工		
	1-5-5 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工		
	1-5-6 プレキャスト擁壁工		第1編6-1-37 プレキャスト擁壁工		
	1-5-7 補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法 多数アンカー式補強土工法 ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第1編4-3-4 盛土補強工		
			第1編4-3-4 盛土補強工		
	1-5-8 井桁ブロック工		第1編6-1-45 井桁ブロック工		
第6節 石・ブロック積（張）工	1-6-3 コンクリートブロック工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工		
	1-6-4 石積（張）工		第1編3-5-5 石積（張）工		
第7節 カルバート工	1-7-4 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工		
	1-7-5 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工		
	1-7-6 場所打函渠工			写- 31	
	1-7-7 プレキャストカルバート工		第1編6-4-1 プレキャストカルバート工		
第8節 排水構造物工	1-8-3 側溝工		第1編6-1-67 側溝工		
	1-8-4 管渠工		第1編6-1-67 側溝工		
	1-8-5 集水樹・マンホール工		第1編6-1-89 集水樹工		
	1-8-6 地下排水工		第1編6-1-910 暗渠工		
	1-8-7 場所打水路工		第1編6-1-78 場所打水路工		
	1-8-8 排水工（小段排水・縦排水）		第1編6-1-67 側溝工		
	第9節 落石雪害防止工	1-9-4 落石防止網工			写- 31
1-9-5 落石防護柵工			第1編6-4-2 落石防護柵工		
1-9-6 防雪柵工				写- 31	
1-9-7 雪崩予防柵工				写- 31	
第10節 遮音壁工	1-10-4 遮音壁基礎工			写- 31	
	1-10-5 遮音壁本体工			写- 31	
第2章 舗装					
第3節 舗装工	2-3-5 アスファルト舗装工		第1編3-6-5 アスファルト舗装工		
	2-3-6 半たわみ性舗装		第1編6-4-27 半たわみ性舗装		
	2-3-7 排水性舗装工		第1編6-4-28 排水性舗装工		
	2-3-8 透水性舗装工		第1編6-4-30 透水性舗装工		
	2-3-9 グースアスファルト舗装工		第1編6-4-29 グースアスファルト舗装工		
	2-3-10 コンクリート舗装工		第1編3-6-6 コンクリート舗装工		
	2-3-11 薄層カラー舗装		第1編3-6-7 薄層カラー舗装		
	2-3-12 ブロック舗装工		第1編3-6-8 ブロック舗装工		
	2-3 歩道路盤工			写- 31	
	2-3 取合舗装路盤工			写- 31	
	2-3 路肩舗装路盤工			写- 31	
	2-3 歩道舗装工			写- 31	
	2-3 取合舗装工			写- 31	
	2-3 路肩舗装工			写- 31	
	2-3 表層工			写- 31	
	第4節 排水構造物工	2-4-3 側溝工		第1編6-1-67 側溝工	
		2-4-4 管渠工		第1編6-1-67 側溝工	
2-4-5 集水樹（街渠樹）・マンホール工			第1編6-1-89 集水樹工		
2-4-6 地下排水工			第1編6-1-910 暗渠工		
2-4-7 場所打水路工			第1編6-1-78 場所打水路工		
2-4-8 排水工（小段排水・縦排水）			第1編6-1-67 側溝工		
2-4-9 排水性舗装用路肩排水工				写- 31	
2-4-10 排水工（小段排水・縦排水）					
第5節 縁石工	2-5-3 縁石工		第1編3-3-8 縁石工		
第6節 踏掛版工	2-6-4 踏掛版工	コンクリート工		写- 32	
		ラバーシュー		写- 32	
		アンカーボルト		写- 32	
第7節 防護柵工	2-7-3 路側防護柵工		第1編3-3-11 路側防護柵工		
	2-7-4 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工		
	2-7-5 ボックスビーム工		第1編3-3-11 路側防護柵工		
	2-7-6 車止めポスト工		第1編3-3-10 防止柵工		
第8節 標識工	2-8-3 小型標識工		第1編3-3-9 小型標識工		
	2-8-4 大型標識工	標識基礎工		写- 32	
	2-8-4 大型標識工	標識柱工		写- 32	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第9節 区画線工	2-9-2 区画線工		第1編3-3-12区画線工		
第11節 道路付属物施設工	2-11-4 道路付属物工		第1編3-3-13道路付属物工		
	2-11-5 ケーブル配管工	ハンドホール	第2編1-11-4 ハンドホール工	写- 32	
	2-11-6 照明工	照明杆柱基礎工		写- 32	
第12節 橋梁付属物工	2-12-2 伸縮装置工		第1編6-4-13伸縮装置工		
第3章 橋梁下部					
第3節 工場製作工	3-3-2 刃口金物製作工		第1編6-1-10刃口金物製作工		
	3-3-3 鋼製橋脚製作工			写- 32	
	3-3-4 アンカーフレーム製作工		第1編6-4-10アンカーフレーム製作工		
	3-3-5 工場塗装工		第1編3-3-15工場塗装工		
	3-3-6 検査路製作工		第6編4-3-4 検査路製作工		
	第4節 橋台工	3-4-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
3-4-4 場所打杭工			第1編3-4-5 場所打杭工		
3-4-5 深礎工			第1編3-4-6 深礎工		
3-4-6 オープンケーソン基礎工			第1編3-4-7 オープンケーソン基礎工		
3-4-7 ニューマチックケーソン基礎工			第1編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工		
3-4-8 橋台躯体工				写- 32	
3-4-10 検査路工			第1編6-4-16 検査路工		
第5節 RC橋脚工		3-5-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
		3-5-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
		3-5-5 深礎工		第1編3-4-6 深礎工	
	3-5-6 オープンケーソン基礎工		第1編3-4-7 オープンケーソン基礎工		
	3-5-7 ニューマチックケーソン基礎工		第1編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工		
	3-5-8 鋼管矢板基礎工		第1編3-4-9 鋼管矢板基礎工		
	3-5-9 橋脚躯体工	張出式 重力式 半重力式 ラーメン式	第6編3-5-9 橋脚躯体工 第6編3-5-9 橋脚躯体工	写- 32 写- 32	
	3-5-11 検査路工		第1編6-4-16 検査路工		
	第6節 鋼製橋脚工	3-6-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工	
		3-6-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工	
3-6-5 深礎工			第1編3-4-6 深礎工		
3-6-6 オープンケーソン基礎工			第1編3-4-7 オープンケーソン基礎工		
3-6-7 ニューマチックケーソン基礎工			第1編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工		
3-6-8 鋼管矢板基礎工			第1編3-4-9 鋼管矢板基礎工		
3-6-9 橋脚フーチング工		I型・T型 門型		写- 33 写- 33	
3-6-10 橋脚架設工		I型・T型 門型		写- 33 写- 33	
3-6-11 現場継手工				写- 33	
3-6-12 現場塗装工			第1編6-1-1 現場塗装工		
3-6-14 検査路工			第1編6-4-16 検査路工		
第7節 護岸基礎工		3-7-3 基礎工		第1編3-4-3 基礎工(護岸)	
		3-7-4 矢板工		第1編3-3-4 矢板工	
第8節 矢板護岸工		3-8-3 笠コンクリート工		第1編3-4-3 基礎工(護岸)	
	3-8-4 矢板工		第1編3-3-4 矢板工		
第9節 法覆護岸工	3-9-2 コンクリートブロック工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工		
	3-9-3 護岸付属物工		第1編6-2-8 護岸付属物工		
	3-9-4 緑化ブロック工		第1編3-5-4 緑化ブロック工		
	3-9-5 環境護岸ブロック工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工		
	3-9-6 石積(張)工		第1編3-5-5 石積(張)工		
	3-9-7 法枠工		第1編3-3-5 法枠工		
	3-9-8 多自然型護岸工	巨石積み かごマット	第1編6-2-1 多自然型護岸工 巨石張り・巨石積み 第1編6-2-2 かごマット		
	3-9-9 吹付工		第1編3-3-6 吹付工		
	3-9-10 植生工		第1編3-3-7 植生工		
	3-9-11 覆土工		第1編4-3-5 法面整形工		
	3-9-12 羽口工	じゃかご		第1編6-2-3 羽口工(じゃかご)	
		ふとんかご		第1編6-2-4 羽口工(ふとんかご・かご枠)	
		かご枠		第1編6-2-4 羽口工(ふとんかご・かご枠)	
		連節ブロック張り		第1節3-5-3 連節ブロック張り	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第10節 擁壁護岸工	3-10-3 場所打擁壁工		第1節6-1-2 場所打擁壁工		
	3-10-4 プレキャスト擁壁工		第1節6-1-3 プレキャスト擁壁工		
<b>第4章 鋼橋上部工</b>					
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第1編3-3-14桁製作工		
	4-3-4 検査路製作工		第1編6-4-3 検査路製作工		
	4-3-5 鋼製伸縮継手製作工		第1編6-4-4 鋼製伸縮継手製作工		
	4-3-6 落橋防止装置製作工		第1編6-4-5 落橋防止装置製作工		
	4-3-7 鋼製排水管製作工		第1編6-4-6 鋼製排水管製作工		
	4-3-8 橋梁用防護柵製作工		第1編6-4-8 橋梁用防護柵製作工		
	4-3-9 橋梁用高欄製作工			写- 33	
	4-3-10 横断歩道橋製作工		第1編3-3-14桁製作工		
	4-3-11 鋳造費		第1編6-4-9 鋳造費		
	4-3-12 アンカーフレーム製作工		第1編6-4-10 アンカーフレーム製作工		
	4-3-13 工場塗装工		第1編3-3-15 工場塗装工		
	第4節 鋼橋架設工	4-4-4 架設工 (クレーン架設)		第1編6-4-18 架設工 (鋼製橋)	
		4-4-5 架設工 (ケーブルクレーン架設)		第1編6-4-18 架設工 (鋼製橋)	
4-4-6 架設工 (ケーブルエレクション架設)			第1編6-4-18 架設工 (鋼製橋)		
4-4-7 架設工 (架設桁架設)			第1編6-4-18 架設工 (鋼製橋)		
4-4-8 架設工 (送出し架設)			第1編6-4-18 架設工 (鋼製橋)		
4-4-9 架設工 (トラバークレーン架設)			第1編6-4-18 架設工 (鋼製橋)		
4-4-10 支承工			第1編6-4-17 支承工		
4-4-11 現場継手工			第6編3-6-11 現場継手工		
第5節 橋梁現場塗装工		4-5-3 現場塗装工		第1編6-1-1 現場塗装工	
第6節 床版工		4-6-2 床版工		第1編6-4-12 床版・横組工	
第7節 橋梁付属物工	4-7-2 伸縮装置工		第1編6-4-13 伸縮装置工		
	4-7-3 落橋防止装置工		第1編6-4-34 落橋防止装置工		
第7節 橋梁付属物工	4-7-5 地覆工		第1編6-4-14 地覆工		
	4-7-6 橋梁用防護柵工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
	4-7-7 橋梁用高欄工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
第8節 歩道橋本體工	4-7-8 検査路工		第1編6-4-16 検査路工		
	4-8-3 既製杭工		第1編3-4-4 既製杭工		
	4-8-4 場所打杭工		第1編3-4-5 場所打杭工		
	4-8-5 橋脚フチング工		第6編3-6-9 橋脚フチング工		
	4-8-6 歩道橋架設工		第1編6-4-18 架設工 (鋼製橋)		
	4-8-7 現場塗装工		第1編6-1-1 現場塗装工		
<b>第5章 コンクリート橋上部</b>					
第3節 工場製作工	5-3-2 プレベーム用桁製作工		第1編6-4-7 プレベーム用桁製作工		
	5-3-3 橋梁用防護柵製作工		第1編6-4-8 橋梁用防護柵工		
	5-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第1編6-4-4 鋼製伸縮継手製作工		
	5-3-5 検査路製作工		第1編6-4-3 検査路製作工		
	5-3-6 工場塗装工		第1編3-3-15 工場塗装工		
	5-3-7 鋳造費		第1編6-4-9 鋳造費		
	第4節 PC橋工	5-4-2 プレテンション桁製作工 (購入工)	けた橋	第1編6-4-19 プレテンション桁製作工 (購入工)	
		スラブ橋	第1編6-4-19 プレテンション桁製作工 (購入工)		
5-4-3 ポストテンション桁製作工			第1編6-4-20 ポストテンション桁製作工		
5-4-4 プレキャストセグメント製作工 (購入工)			第1編6-4-21 プレキャストセグメント製作工 (購入工)		
5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工			第1編6-4-22 プレキャストセグメント主桁組立工		
5-4-6 支承工			第1編6-4-17 支承工		
5-4-7 架設工 (クレーン架設)			第1編6-4-26 架設工 (コンクリート橋)		

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第4節 PC橋工	5-4-8 架設工 (架設桁架設)		第1編6-4-26架設工 (コンクリート橋)		
	5-4-9 床版・横組工		第1編6-4-12床版・横組工		
	5-4-10 落橋防止装置工		第1編6-4-34落橋防止装置工		
第5節 プレキャスト製作工	5-5-2 プレキャスト製作工 (現場)			写- 33	
	5-5-3 支承工		第1編6-4-17支承工		
	5-5-4 架設工 (クレーン架設)		第1編6-4-26架設工 (コンクリート橋)		
	5-5-5 架設工 (架設桁架設)		第1編6-4-26架設工 (コンクリート橋)		
	5-5-6 床版・横組工		第1編6-4-12床版・横組工		
	5-5-9 落橋防止装置工		第1編6-4-34落橋防止装置工		
第6節 PCホロースラブ橋工	5-6-2 架設支保工 (固定)		第1編6-4-26架設工 (コンクリート橋)		
	5-6-3 支承工		第1編6-4-17支承工		
	5-6-4 PCホロースラブ製作工		第1編6-4-23PCホロースラブ製作工		
	5-6-5 落橋防止装置工		第1編6-4-34落橋防止装置工		
	5-7-2 架設支保工 (固定)		第1編6-4-26架設工 (コンクリート橋)		
第7節 RCホロースラブ橋工	5-7-3 支承工		第1編6-4-17支承工		
	5-7-4 RC場所打ホロースラブ製作工		第1編6-4-23PCホロースラブ製作工		
	5-7-5 落橋防止装置工		第1編6-4-34落橋防止装置工		
	5-8-2 PC版桁製作工		第1編6-4-23PCホロースラブ製作工		
第9節 PC箱桁橋工	5-9-2 架設支保工 (固定)		第1編6-4-26架設工 (コンクリート橋)		
	5-9-3 支承工		第1編6-4-17支承工		
	5-9-4 PC箱桁製作工		第1編6-4-24PC箱桁製作工		
	5-9-5 落橋防止装置工		第1編6-4-34落橋防止装置工		
第10節 PC片持箱桁橋工	5-10-2 PC片持箱桁製作工		第1編6-4-24PC箱桁製作工		
	5-10-3 支承工		第1編6-4-17支承工		
	5-10-4 架設工 (片持架設)		第1編6-4-26架設工 (コンクリート橋)		
第11節 PC押し箱桁製作工	5-11-2 PC押し箱桁製作工		第1編6-4-25PC押し箱桁製作工		
	5-11-3 架設工 (押し架設)		第1編6-4-26架設工 (コンクリート橋)		
第12節 橋梁付属物工	5-12-2 伸縮装置工		第1編6-4-13伸縮装置工		
	5-12-4 地覆工		第1編6-4-14地覆工		
第12節 橋梁付属物工	5-12-5 橋梁用防護柵工		第1編6-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
	5-12-6 橋梁用高欄工		第1編6-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
	5-12-7 検査路工		第1編6-4-16検査路工		
第6章 トンネル (NATM)					
第4節 支保工	6-4-3 吹付工			写- 33	
	6-4-4 ロックボルト工			写- 33	
第5節 覆工	6-5-3 覆工コンクリート工			写- 34	
	6-5-4 側壁コンクリート工		第6編6-5-3 覆工コンクリート工		
第5節 覆工	6-5-5 床版コンクリート工			写- 34	
第6節 インバート工	6-6-4 インバート本体工			写- 34	
第7節 坑内付帯工	6-7-5 地下排水工		第1編6-1-9・10暗渠工		
第8節 坑門工	6-8-4 坑門本体工			写- 34	
	6-8-5 明り巻工			写- 34	
第7章 トンネル (矢板)					
第5節 覆工	7-5-3 覆工コンクリート工			写- 34	
	7-5-4 床版コンクリート工		第6編6-5-5 床版コンクリート工		
第6節 インバート工	7-6-4 インバート本体工			写- 34	
第7節 坑内付帯工	7-7-5 地下排水工		第1編6-1-9・10暗渠工		
第12章 共同溝					
第3節 工場製作工	12-3-3 工場塗装工		第1編3-3-15工場塗装工		
第5節 現場構築工	12-5-2 現場打躯体工			写- 35	
	12-5-4 カラー継手工			写- 35	
	12-5-5 防水工	防水			写- 35
		防水保護工			写- 35
防水壁				写- 35	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第6節 プレキャスト構築工	12-6-2プレキャスト躯体工			写- 35	
<b>第13章 電線共同溝</b>					
第5節 電線共同溝工	13-5-2管路工	管路部		写- 35	
	13-5-3プレキャストボックス工	特殊部		写- 35	
	13-5-4現場打ちボックス工	特殊部		写- 35	
	13-6-2ハンドホール工			写- 35	
<b>第14章 情報ボックス工</b>					
第3節 情報ボックス工	14-3-3管路工	管路部	第6編13-5-2管路工(管路部)		
第4節 付帯設備工	14-4-2ハンドホール工		第6編13-6-2ハンドホール工		
<b>第15章 道路維持</b>					
第4節 舗装工	15-4-3路面切削工		第1編6-4-31路面切削工		
	15-4-4舗装打換え工		第1編6-4-32舗装打換え工		
	15-4-5切削オーバーレイ工			写- 36	
	15-4-6オーバーレイ工		第1編6-4-33オーバーレイ工		
	15-4-7路上再生工	路盤工		写- 36	
	15-4-8薄層カラー舗装工		第1編3-6-7薄層カラー舗装工		
	第5節 排水構造物工	15-5-3側溝工		第1編6-1- <del>6</del> 7側溝工	
		15-5-4管渠工		第1編6-1- <del>6</del> 7側溝工	
15-5-5集水桝・マンホール工			第1編6-1- <del>8</del> 9集水桝工		
15-5-6地下排水工			第1編6-1- <del>9</del> 10暗渠工		
15-5-7場所打水路工			第1編6-1- <del>7</del> 8場所打水路工		
15-5-8排水工			第1編6-1- <del>6</del> 7側溝工		
第6節 防護柵工		15-6-3路側防護柵工		第1編3-3-11路側防護柵工	
	15-6-4防止柵工		第1編3-3-10防止柵工		
	15-6-5ボックスビーム工		第1編3-3-11路側防護柵工		
	15-6-6車止めポスト工		第1編3-3-10防止柵工		
	15-6-7防護柵基礎工		第1編3-3-11路側防護柵工		
第7節 標識工	15-7-3小型標識工		第1編3-3-9小型標識工		
	15-7-4大型標識工		第6編2-8-4大型標識工		
第8節 道路付属施設工	15-8-4道路付属物工		第1編3-3-13道路付属物工		
	15-8-5ケーブル配管工		第6編2-11-5ケーブル配管工		
	15-8-6照明工		第6編2-11-6照明工		
第9節 擁壁工	15-9-3場所打擁壁工		第1編6-1-2場所打擁壁工		
	15-9-4プレキャスト擁壁工		第1編6-1-3プレキャスト擁壁工		
第10節 石・ブロック積(張)工	15-10-3コンクリートブロック工		第1編3-5-3コンクリートブロック工		
	15-10-4石積(張)工		第1編3-5-5石積(張)工		
第11節 カルバート工	15-11-4場所打圓渠工		第6編1-7-6場所打圓渠工		
	15-11-5プレキャストカルバート工		第1編6-4-1プレキャストカルバート工		
第12節 法面工	15-12-2植生工		第1編3-3-7植生工		
	15-12-3法面吹付工		第1編3-3-6吹付工		
	15-12-4法枠工		第1編3-3-5法枠工		
第12節 法面工	15-12-6アンカー工		第1編6-1- <del>5</del> 6アンカー工		
	15-12-7かご工	じゃかご	第1編6-2-3羽口工(じゃかご)		
		ふとんかご	第1編6-2-4羽口工(ふとんかご・かご枠)		
第14節 橋梁付属物工	15-14-2伸縮継手工		第1編6-4-13伸縮装置工		
	15-14-4地覆工		第1編6-4-14地覆工		
	15-14-5橋梁用防護柵工		第1編6-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
	15-14-6橋梁用高欄工		第1編6-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工		
	15-14-7検査路工		第1編6-4-16検査路工		
第16節 現場塗装工	15-16-6コンクリート面塗装工		第1編3-3-16コンクリート面塗装工		
<b>第17章 道路修繕</b>					
第3節 工場製作工	17-3-4桁補強材製作工			写- 36	
	17-3-5落橋防止装置製作工		第1編6-4-5落橋防止装置製作工		

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第4節 舗装工	17-4-3 路面切削工		第1編6-4-31路面切削工	
	17-4-4 舗装打換え工		第1編6-4-32舗装打換え工	
	17-4-5 切削オーバーレイ工		第6編15-4-5 切削オーバーレイ工	
	17-4-6 オーバーレイ工		第1編6-4-33オーバーレイ工	
	17-4-7 路上再生工		第6編15-4-7 路上再生工	
	17-4-8 薄層カラー舗装工		第1編3-6-7 薄層カラー舗装工	
	17-4-10 歩道舗装修繕工		第6編2-3 歩道路盤工、歩道舗装工	
第5節 排水構造物工	17-5-3 側溝工		第1編6-1- <del>6</del> 7 側溝工	
	17-5-4 管渠工		第1編6-1- <del>6</del> 7 側溝工	
	17-5-5 集水枳・マンホール工		第1編6-1- <del>8</del> 9 集水枳工	
	17-5-6 地下排水工		第1編6-1- <del>9</del> 10 暗渠工	
	17-5-7 場所打水路工		第1編6-1- <del>7</del> 8 場所打水路工	
	17-5-8 排水工		第1編6-1- <del>6</del> 7 側溝工	
第6章 縁石工	17-6-3 縁石工		第1編3-3-8 縁石工	
第7節 防護柵工	17-7-3 路側防護柵工		第1編3-3-11 路側防護柵工	
	17-7-4 防止柵工		第1編3-3-10 防止柵工	
	17-7-5 ボックスビーム工		第1編3-3-11 路側防護柵工	
	17-7-6 車止めポスト工		第1編3-3-10 防止柵工	
	17-7-7 防護柵基礎工		第6編15-6-7 防護柵基礎工	
第8節 標識工	17-8-3 小型標識工		第1編3-3-9 小型標識工	
	17-8-4 大型標識工		第6編2-8-4 大型標識工	
第9節 区画線工	17-9-2 区画線工		第1編3-3-12 区画線工	
第11節 道路付属施設工	17-11-4 道路付属物工		第1編3-3-13 道路付属物工	
	17-11-5 ケーブル配管工		第6編2-11-5 ケーブル配管工	
	17-11-6 照明工		第6編2-11-6 照明工	
第12節 擁壁工	17-12-3 場所打擁壁工		第1編6-1-2 場所打擁壁工	
	17-12-4 プレキャスト擁壁工		第1編6-1-3 プレキャスト擁壁工	
第13節 石・ブロック積(張)工	17-13-3 コンクリートブロック工		第1編3-5-3 コンクリートブロック工	
	17-13-4 石積(張)工		第1編3-5-5 石積(張)工	
第14節 カルパート工	17-14-4 場所打函渠工		第6編1-7-6 場所打函渠工	
	17-14-5 プレキャストカルパート工		第1編6-4-1 プレキャストカルパート工	
第15節 法面工	17-15-2 植生工		第1編3-3-7 植生工	
	17-15-3 法面吹付工		第1編3-3-6 吹付工	
	17-15-4 法枠工		第1編3-3-5 法枠工	
	17-15-6 アンカー工		第1編6-1- <del>5</del> 6 アンカー工	
	17-15-7 かが工	じゃかご	第1編6-2-3 羽口工 (じゃかご)	
	17-15-7 かが工	ふとんかご	第1編6-2-4 羽口工 (ふとんかご・かが枠)	
第16節 落石雪害防止工	17-16-4 落石防止網工		第6編1-9-4 落石防止網工	
	17-16-5 落石防護柵工		第1編6-4-2 落石防護柵工	
	17-16-6 防雪柵工		第6編1-9-6 防雪柵工	
	17-16-7 雪崩予防柵工		第6編1-9-7 雪崩予防柵工	
第18節 鋼桁工	17-18-3 鋼桁補強工		第6編17-3-4 桁補強材製作工	
第19節 橋梁支承工	17-19-3 鋼橋支承工		第1編6-4-17 支承工	
	17-19-4 PC橋支承工		第1編6-4-17 支承工	
第20節 橋梁付属物工	17-20-3 伸縮継手工		第6編15-14-2 伸縮継手工	
	17-20-4 落橋防止装置工		第1編6-4-34 落橋防止装置工	
	17-20-6 地覆工		第1編6-4-14 地覆工	
	17-20-7 橋梁用防護柵工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	17-20-8 橋梁用高欄工		第1編6-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	
	17-20-9 検査路工		第1編6-4-16 検査路工	
第23節 現場塗装工	17-23-3 橋梁塗装工		第1編6-1-1 現場塗装工	
	17-23-6 コンクリート面塗装工		第1編3-3-16 コンクリート面塗装工	

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
<b>【第8編 港湾漁港編】</b>				
章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
<b>第4章 一般施工</b>				
第3節 浚渫工	4-3-1 浚渫工	グラブ浚渫・硬土盤浚渫・砕岩浚渫・バックホウ浚渫・ポンプ浚渫		写- 39
		グラブ床堀・硬土盤床堀・砕岩床堀・バックホウ床堀・ポンプ床堀		写- 39
第5節 海上地盤改良工	4-5-2 床堀工	置換材均し		写- 39
		サンドドレーン工		写- 39
	4-5-6 置換工	敷砂均し		写- 39
		載荷土砂		写- 39
		ペーパードレーン工		写- 39
		グラベルマット		写- 39
	4-5-7 圧密・排水工	グラベルドレーン工		写- 39
		ロッドコンパクション		写- 40
		パイル工		写- 40
		サンドコンパクション		写- 40
4-5-8 締固工	盛上土砂撤去		写- 40	
	敷砂均し	第8編4-5-7 圧密・排水工（敷砂均し）		
	深層混合処理		写- 40	
	盛上土砂撤去	第8編4-5-8 締固工（盛上土砂撤去）		
4-5-9 固化工	敷砂均し	第8編4-5-7 圧密・排水工（敷砂均し）		
	事前混合処理		写- 40	
	盛砂均し		写- 40	
	洗掘防止工		写- 40	
第6節 基礎工	4-6-2 基礎盛砂工	盛砂均し		写- 40
	4-6-3 洗掘防止工	アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット、ゴムマット		写- 40
		基礎捨石工	基礎捨石工	写- 40
	4-6-6 基礎ブロック工	基礎ブロック製作		写- 40
	4-6-6 基礎ブロック工	ブロック据付		写- 41
	第7節 本体工（ケーソン式）	4-7-2 ケーソン製作工		
4-7-3 ケーソン進水据付工		ケーソン進水		写- 41
		ケーソン仮置		写- 41
		ケーソン曳航		写- 41
		ケーソン回航		写- 41
		ケーソン据付		写- 41
4-7-4 中詰工				写- 41
4-7-5 蓋コンクリート工			写- 41	
第8節 本体工（ブロック式）	4-7-6 蓋ブロック工			写- 41
	4-8-2 本体ブロック製作工	本体ブロック製作		写- 41
	4-8-3 本体ブロック据付工			写- 42
	4-8-4 中詰工		第8編4-7-4 中詰工	
	4-8-5 蓋コンクリート工		第8編4-7-5 蓋コンクリート工	
	4-8-6 蓋ブロック工		第8編4-7-6 蓋ブロック工	
第9節 本体工（場所打式）	4-9-2 場所打コンクリート工			写- 42
第10節 本体工（捨石・捨ブロック式）	4-10-2 洗掘防止工			第8編4-6-3 洗掘防止工
	4-10-3 本体捨石工			第8編4-6-4 基礎捨石工
	4-10-4 捨ブロック工	捨ブロック製作		写- 42
		捨ブロック据付		写- 42
4-10-5 場所打コンクリート工			写- 42	
第11節 本体工（鋼矢板式）	4-11-2 鋼矢板工	先行掘削、鋼矢板、鋼管矢板		写- 42
	4-11-3 控工	先行掘削	第8編4-11-2 鋼矢板工（先行掘削）	
		腹起		写- 42
タイ材		写- 42		
第12節 本体工（コンクリート矢板式）	4-12-2 コンクリート矢板工			写- 42
	4-12-3 控工		第8編4-11-3 控工	
第13節 本体工（鋼杭式）	4-13-2 鋼杭工	鋼杭		写- 43
第14節 本体工（コンクリート杭式）	4-14-2 コンクリート杭工	コンクリート杭		写- 43



章 節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第15節 被覆・根固工	4-15-2 被覆石工	被覆石均し		写- 43
	4-15-4 被覆ブロック工	被覆ブロック製作		写- 43
		被覆ブロック据付		写- 43
	4-15-5 根固ブロック工	根固ブロック製作		写- 43
第16節 上部工	4-16-2 上部コンクリート工			写- 43
	4-16-3 上部ブロック工	上部ブロック製作工		写- 44
	4-16-3 上部ブロック工	本体ブロック据付工	第8編 4-16-2 上部コンクリート工	写- 44
第17節 付属工	4-17-2 係船柱工			写- 44
	4-17-3 係船環工			写- 44
	4-17-4 防舷材工			写- 44
	4-17-5 車止め・緑金物工			写- 44
	4-17-6 防食工	電気防食		写- 44
		FRPモルタル被覆 ペโตรラタム被覆、 コンクリート被覆、防食 塗装		写- 44
第18節 消波工	4-18-2 洗掘防止工		第8編 4-6-3 洗掘防止工	
	4-18-3 消波ブロック工	消波ブロック製作		写- 44
		消波ブロック据付		写- 45
第19節 裏込・裏埋工	4-19-2 裏込工			写- 45
	4-19-3 裏埋工			写- 45
	4-19-4 裏埋土工			写- 45
第20節 埋立工	4-20-3 固化工		第8編 4-5-9 固化工	
	4-20-4 埋立工	ポンプ土取、グラブ土 取、ガット土取	第8編 4-3-1 浚渫工	
		4-20-8 埋立土工	土砂掘削、 土砂盛土	第8編 4-19-4 裏埋土工
第21節 陸上地盤改良工	4-21-2 圧密・排水工		一般土木の規程を適用する	
	4-21-3 締固工		一般土木の規程を適用する	
	4-21-4 固化工		一般土木の規程を適用する	
第23節 舗装工	4-23-3 コンクリート舗装工	下層路盤		写- 45
		上層路盤		写- 45
		コンクリート舗装版		写- 45
	4-23-4 アスファルト舗装工	下層路盤		写- 45
		上層路盤		写- 46
	4-23-4 アスファルト舗装工	基層		写- 46
	表層		写- 46	
第25節 構造物撤去工	4-25-2 取壊し工			写- 46
	4-25-3 撤去工	水中コンクリート撤去		
		舗装版撤去 石材撤去 鋼矢板等切断撤去 腹起・タイ材撤去、 ケーソン撤去、 ブロック撤去 鋼矢板・H形鋼杭引抜き 撤去		写- 46
第26節 仮設工	4-26-2 仮設鋼矢板工		第8編 4-11-2 鋼矢板工 第8編 4-13-2 鋼杭工	
	4-26-3 仮設鋼管杭・鋼管矢板工	先行掘削	第8編 4-11-2 鋼矢板工 (先行掘削)	
		仮設鋼管杭・鋼管矢板	第8編 4-11-2 鋼矢板工 第8編 4-13-2 鋼杭工	
第27節 雑工	4-27-2 現場鋼材溶接工	現場鋼材溶接		写- 46
		被覆溶接(水中)、 スタッド溶接(水中)		写- 46
	4-27-3 現場鋼材切断工	現場鋼材切断		写- 46
	4-27-4 その他雑工	清掃		写- 46
削孔			写- 46	

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
⑰	現場吹付法砕工	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕	不要	モルタルを 除く
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 〔試験実施中〕		
		空気量測定			
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 〔試験実施中〕		
⑱ ⑲	河川海岸土工 河川土工 海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 〔試験実施中〕		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 〔試験実施中〕		
⑲⑳	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
㉑㉒	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		ブルーフローリング	工種毎に1回 〔試験実施中〕		
		平板載荷試験	土質毎に1回 〔試験実施中〕		
		現場C B R試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 〔試験実施中〕		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施 〔試験実施中〕		
㉑㉒	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		岩石の吸水率			
		岩石の圧縮強さ			
		岩石の形状			
㉒㉓	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		骨材の密度及び吸水率試験			
		骨材のふるい分け試験			
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 〔試験実施中〕		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験			
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 〔試験実施中〕		
		粗骨材中の軟石量試験			
		骨材中の粘土塊量の試験			
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験			
		粗骨材のすりへり試験			
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験			
		練り混ぜ水の水質試験			
		練り混ぜ水の水質試験			
コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 〔試験実施中〕	不要	気温・コンクリート	
	スランプ試験	品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕			
	空気量測定				
	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 〔試験実施中〕			
	温度測定				
	コンクリートの単位容積質量試験				
	コンクリートの洗い分析試験				

品質管理写真撮影箇所一覧表

番 号	工 種	写真管理項目			摘 要
		撮 影 項 目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
22 23	コンクリートダム (施工)	コンクリートのブリージング試験	配合毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		コンクリートの引張強度試験			
		コンクリートの曲げ強度試験			
23 24	覆工コンクリート (NATM)	スランプ試験	品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 〔試験実施中〕		
		塩化物総量規制			
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕		
24 25	吹付けコンクリート (NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕		
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕		
25 26	ロックボルト (NATM)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		モルタルのフロー値試験			
		ロックボルトの引抜き試験			
26 27	路上再生路盤工 (材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		土の粒度試験			
		土の含水比試験			
		土の液性限界・塑性限界試験			
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 〔試験実施中〕		
		土の一軸圧縮試験			
		CAEの一軸圧縮試験			
27 28	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		旧アスファルトの軟化点			
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 〔試験実施中〕		
		温度測定			
		かきほぐし深さ			
		粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
28 29	排水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホールラッキング試験			
		ホールラッキング試験			
		ラベリング試験			
		カンタプロ試験			
	排水性舗装工 (舗設現場)	温度測定			
		現場透水試験			
		現場密度の測定			
29 31	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		再生アスファルト量			
		水浸ホールラッキング試験			
		ホールラッキング試験			
		ラベリング試験			
	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査			
		温度測定			
		現場密度の測定			

品質管理写真撮影箇所一覧表

番 号	工 種	写真管理項目			摘 要
		撮 影 項 目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
㉓	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 〔現物照合時〕	不要	
		在庫品切出	当初の物件で1枚〔切出時〕 ※他は焼き増し		
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 〔現物照合時〕		
㉔㉓	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		ノッチ深さ			
		スラグ			
		上縁の溶け			
		平面度			
		ベベル精度			
		真直度			
㉔㉓	溶接工	引張試験	試験毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		非破壊試験			
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査			
		外観検査			
		曲げ試験			
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて 〔試験実施中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	5	ブロック舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4 5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	5 6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	6	7	パーティカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパ イル工)	打込長さ 施工状況	200㎡又は1施工箇所に 1回 〔打込み前後、施工中〕	代表箇所 各1枚	
						杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所 に1回 〔打込後〕		
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕		
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	8		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径 深度	1施工箇所に1回 〔打込後〕 1施工箇所に1回 〔打込前後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所に 1回 〔打込前〕	代表箇所 各1枚	
						数量	全数量 〔打込後〕		
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所に 1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに 1回	代表箇所 各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

## 【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	1	排水性舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						転圧状況				
						厚さ				各層毎 200mに1回 〔修正後〕
						幅				各層毎 80mに1回 〔修正後〕
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	2	排水性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						転圧状況				
						厚さ				各層毎 200mに1回 〔修正後〕
						幅				各層毎 80mに1回 〔修正後〕
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	3	排水性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						転圧状況				
						厚さ				各層毎 200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要
						幅				各層毎 80mに1回 〔修正後〕
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	4	排水性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						転圧状況				
						幅				各層毎 80mに1回 〔修正後〕
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	5	排水性舗装工（基層工）	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚		
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	28	6	排水性舗装工（表層工）	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚		
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	29	1	ゲースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						転圧状況				
						幅				各層毎 80mに1回 〔修正後〕
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	30 29	1 2	ゲースアスファルト舗装工 （基層工）	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚		
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	31 29	3	ゲースアスファルト舗装工 （表層工）	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚		
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	29 30	1	透水性舗装工 (路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎 80mに1回 〔整正後〕		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	29 30	2	透水性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	31		路面切削工	幅 厚さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	32		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	33		オーバーレイ工	平坦性	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕		
1 共通編	6 共通施工	4 道路関係	32 34		落橋防止装置工	アンカーボルト 孔の削孔長	1 施工箇所1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第7編 港湾・漁港】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度		
7	4	8	3		本体ブロック据付工	出来形の確認 状況	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚		
7	4	9	2	2	場所打コンクリート工	幅、高さ、 厚さ	40m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚		
7	4	10	4		捨ブロック工 (捨ブロック製作)	鉄筋組立	形状寸法変わる毎に 1 回 〔完成時〕	代表箇所 各 1 枚		
						ブロックの形 状寸法				
						数量				全数量 〔完成時〕
					仮置状況	全数量 〔完了時〕				
7	4	10	4	2	捨ブロック工 (捨ブロック据付)	出来形の確認 状況	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚		
7	4	10	5		場所打コンクリート工	幅、高さ、 厚さ	40m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚		
7	4	11	2		鋼矢板工 (先行掘削、鋼矢板、鋼管矢 板)	打込長	40m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔打込前後〕	代表箇所 各 1 枚		
						変位				40m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔打込後〕
						数量				全数量 〔打込後〕
7	4	11	3	4	控工 (腹起)	取付完成状況	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚		
7	4	11	3	5	控工 (タイ材)	取付完成状況	40m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚		
7	4	12	2		コンクリート矢板工	打込長	40m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔打込前後〕	代表箇所 各 1 枚		
						変位				40m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔打込後〕
						数量				全数量 〔打込後〕